

令和4年度

宮城県スポーツ協会 加盟市町村体育・スポーツ協会全体研修会

兼 宮城県スポーツ少年団市町村本部長・事務担当者

種目別協議会代表者研修会

兼 みやぎ広域スポーツセンタークラブ連絡会



主催：公益財団法人宮城県スポーツ協会

協力：宮城県スポーツ少年団・みやぎ広域スポーツセンター

期日：令和4年12月8日（木）

時間：13：00～17：00

会場：仙台国際センター 橘

## 【宮城県スポーツ協会スローガン】

“みやぎ”をスポーツの力で笑顔と元気に

### 【目標】

- 1 世界で活躍するアスリートの育成
- 2 国民スポーツ大会総合成績上位入賞の達成
- 3 生涯スポーツによる健康の増進
- 4 スポーツと文化によるみやぎの感動空間の創出

## 【スポーツ少年団創設理念】

スポーツを通じた青少年の健全育成

- 1 一人でも多くの青少年にスポーツの喜びを提供する
- 2 スポーツを通して青少年のこころとからだを育てる
- 3 スポーツで人々をつなぎ、地域づくりに貢献する

## 【総合型地域スポーツクラブ基本理念】

スポーツを核とした豊かな地域コミュニティの創造

令和4年度 宮城県スポーツ協会 加盟市町村体育・スポーツ協会全体研修会  
兼 宮城県スポーツ少年団市町村本部長・事務担当者・種目別協議会代表者研修会  
兼 みやぎ広域スポーツセンタークラブ連絡会

- 1 趣 旨：宮城県スポーツ協会加盟市町村体育・スポーツ協会役職員が一堂に会し、生涯スポーツの振興に資する研修を行う。
- 2 主 催：公益財団法人宮城県スポーツ協会
- 3 協 力：宮城県スポーツ少年団・みやぎ広域スポーツセンター
- 4 期 日：令和4年12月8日（木）
- 5 時 間：13：00～17：00（受付：12：30～）
- 6 会 場：仙台国際センター 橘
- 7 内 容：（1）講 演：今後の地域スポーツのあり方について  
～運動部活動の地域移行を見据えて～  
講 師：公益財団法人日本スポーツ協会 地域スポーツ推進部  
少年団課 課長 加藤 弘和 氏  
（2）情報提供Ⅰ  
公立中学校の休日の部活動の地域移行について  
講 師：宮城県教育庁 保健体育安全課 課長 大宮司 昭倫氏  
（3）情報提供Ⅱ  
宮城県中学校体育連盟における運動部活動の地域移行の進捗状況について  
講 師：宮城県中学校体育連盟 理事長 菅原 芳樹 氏  
（4）グループディスカッション
- 8 日 程：（1）12：30～ 受 付  
（2）13：00～13：10 開会行事  
（3）13：10～14：40 講 演（90分）  
（4）14：50～15：00 情報提供Ⅰ（10分）  
（5）15：00～15：10 情報提供Ⅱ（10分）  
（6）15：15～16：45 ディスカッション・発表（90分）  
（7）16：50～17：00：閉会行事
- 9 参加対象：・市町村体育・スポーツ協会代表者および事務担当者  
・市町村スポーツ少年団本部長および事務担当者  
・総合型地域スポーツクラブ代表者およびクラブマネージャー  
※競技団体の参加希望者は、オンライン視聴での参加とする。

- 10 参加申込： 研修会参加の有無を下記 URL 記載の Google フォームより令和4年11月30日（水）までにご回答ください。Google フォームを利用できない場合は、メールにてご連絡下さい。

<https://forms.gle/GH5MyauF4z27w7fj9>



〒981-0122 宮城郡利府町菅谷字館 40-1

生涯スポーツ推進課 担当 渡邊・児玉あて

TEL 022-349-9655 / FAX 022-356-8267

Mail [sho-spo@mspf.jp](mailto:sho-spo@mspf.jp)

- 11 その他：(1)県内の新型コロナウイルスの感染状況が悪化した場合は、Web研修会で実施いたします。

(2)新型コロナウイルス感染防止対策の対応について

以下の事項に該当する方は、参加をお控え頂きますようお願いいたします。

- ①体調がよくない場合（例:発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）。
- ②同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合。
- ③過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合。

**講 演**

今後の地域スポーツのあり方について  
～運動部活動の地域移行を見据えて～

**講 師**

公益財団法人日本スポーツ協会 地域スポーツ推進部  
少年団課 課長 加藤 弘和 氏

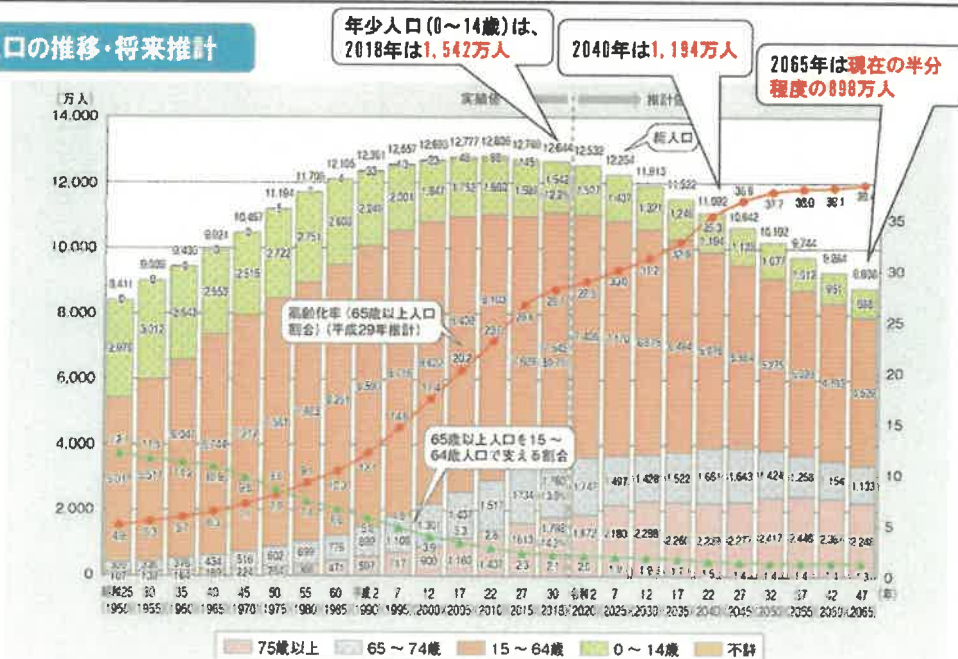
令和4年度 宮城県スポーツ協会 加盟市町村体育・スポーツ協会全体研修会

# 今後の地域スポーツのあり方について ～運動部活動の地域移行を見据えて～

令和4(2022)年12月8日  
公益財団日本スポーツ協会  
少年団課 加藤弘和



## 人口の推移・将来推計



## 日本スポーツ協会(JSPO)の概要



### ■ 創立

1911年（明治44年）

### ■ 創立者

嘉納治五郎

### ■ 創立趣旨

- 国民の体力向上
- 五輪への選手団派遣

※日本オリンピック委員会（JOC）は1989年（平成元年）に分離・独立

■ 2018年4月に「日本体育協会」から「日本スポーツ協会」へ名称変更

3

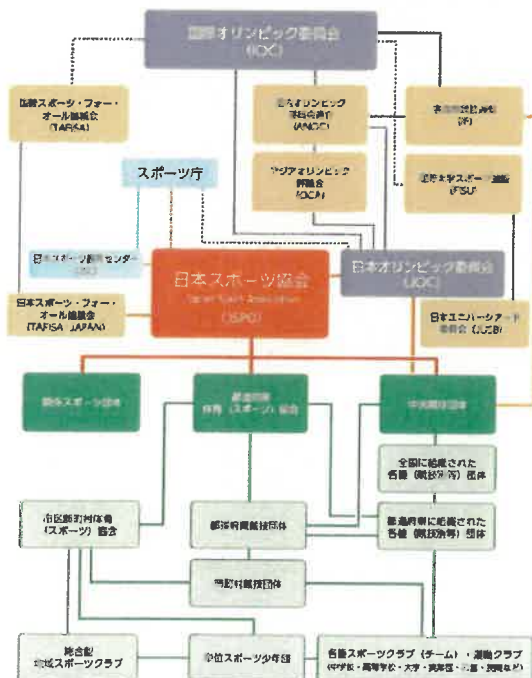
### ■ 特徴

- 日本のスポーツの統括団体（民間非営利組織）

※一部のアマチュアスポーツ及びプロスポーツを除く

- スポーツ推進と国際競技力の根幹を担う団体

- スポーツの総合大会を主催



4

## 日本スポーツ少年団の概要

### ■公益財団法人日本スポーツ協会の組織内組織



- 団数 : 27,575団 (-1,007)
- 団員数 : 547,414名 (-22,172)
- 指導者数 : 98,582名 (-6,158)
- 役員数 : 10,585名 (+51)
- スタッフ数 : 48,861名 (-2,468)
- 全国の小学生のうち7.61%が登録(加入)

※令和4年度(令和4年11月7日時点)速報値

※( )内は前年度比

### ■1964年の東京オリンピックが創設のきっかけ

開催2年前の1962年(昭和37年)に日本体育協会創立50周年記念事業の一環として創設

### ■競技者の育成を主目的とせず、青少年の健全育成が目的

### ■学校教育、社会教育、家庭教育のうち、社会教育の分野に存在

### ■登録料に基づく運営

5

## なぜスポーツ少年団が創設されたのか

30年史 P8・P12

1964年の東京オリンピック、その開催の準備に並行して、スポーツ関係者はオリンピック後のことを考えていた  
**「オリンピックをきっかけに、スポーツを身近なものにしたい。特に青少年に向けたアプローチが必要だ」**

### 日本体育協会(現JSPO)の想い

一部の人のためのスポーツになってはならない  
 オリンピックに向けて選手強化をしてきたが、それは本当に国民全般のためになっているのだろうか？

### オリンピックの遺産を青少年に遺したい！

1961年に成立したスポーツ振興法に示された「青少年スポーツの振興」にスポーツ界として責任と義務を果たさなければならない。

### 国(政府)の想い

「校内暴力」等中学生の非行が社会問題に  
**中学生の運動部活動参加率は約20%程度**

### 学校教育には限界があり、社会教育に期待したい！

青少年の健全育成にスポーツの果たす役割は大きい！  
 でも、国が主体で動けば「官制」のそしりを免れない

### 想いの合致

日体協と国が  
 表裏一体となり  
 スポーツ少年団を育成すべき

創設後しばらくは試行錯誤  
 の連続(例:次ページ)

1962年(五輪2年前)スポーツ少年団が創設

6



## スポーツ少年団は中学生を対象に創設された

30年史 P20・P145

- 中学生が自主的に結成するものとした(成人指導者主導型の組織は望ましくないとされた)
- 団員の互選により団長、副団長、班長等の役員を選び、少年自身で団を運営することを基本とした
- 団活動のプログラムは団の指導者又はリーダーの助言のもとに、努めて団員の協議により民主的に決定するものとした

1968年 初めてのリーダー養成講習会を開校  
 校長:野津謙 日本スポ少本部長(JFA会長)  
 対象:14~18歳の計100人※実際には98名参加(ほとんどが駒場高校生)  
 目的:在校中に自主的に団を創設してほしい  
 内容:半年間、毎月2~3の土日に合宿(240時間!)しながら  
 「理念の徹底」や「組織理解」そして「結成の促進」を進めた

「通学しながら団作りは不可能」等、参加者から疑問噴出  
 (初めてのリーダー養成は壮大な理想を目指した実験であった)

7

## 中学生主体から小学生主体への変貌

30年史 P226・245

- 1970年代後半より急速に低年齢化が進んだ

### <推測される要因>

#### ・中学校運動部活動の復活

(1978年9月に文部省が昭和54年度の予算要求に中学生の全国大会を学校教育行事として認める方針を決め、併せて小・中学校の対外競技についての基準を緩和する方向であると表明した。これによって学校部活動は、一層競技性を濃くし盛りをみせるのである。)

#### ・進学率上昇に伴う「受験学習」重視(子供たちの自由時間の減少)

#### ・ボランティアのスポーツ指導者にとって小学生の方が組織作りと指導がしやすい

8

## スポーツ少年団の「哲理作成委員会」

大島鎌吉氏



野津謙(日本スポーツ少年団副本部長・日本サッカー協会会長)  
 大島鎌吉(東京オリンピック選手強化対策本部長)  
 森徳治(元成城大学教授・教育評論家)★草案の起草者  
 松島茂善(文部省スポーツ課長)  
 松田岩男(東京教育大学教授)  
 成田十次郎(東京教育大学教授)  
 飯田芳郎(文部省調査官)  
 飯塚鉄雄(東京都立大学教授)  
 石河利寛(東京大学助教授)  
 上田幸夫(東京学芸大学附属小学校教諭)  
 高田通(日本スポーツ少年団本部総主事)

東京都立大名誉教授  
 飯塚鉄雄氏(右)  
 2014年撮影  
 先生は2018年逝去



### ■大島に関する飯塚先生発言概要

- ・スポーツ少年団(の創設は)大島さんが言い出した。サッカーの野津さんと意気投合した。
- ・大島さんはカールディーム等ドイツに人脈が多くドイツ語ができた。野津さんは医師でもありドイツに留学経験があった。
- ・(戦後の日本を見て)このままでは日本の青少年はだめになってしまうと考えていた。
- ・私は「スポーツは薬にもなれば毒にもなるものだ、これまでは毒も多い」という考えを哲理に書きたかったのが大島さんに「飯塚君、あんまりキラキラしたことを書くなよ」と削られてしまった。

9

## 日本の体育・スポーツに関わる主要人物相関図

### 嘉納治五郎 1860-1938

- 日本体育協会(現JSP0)創立
- 東京高等師範学校(現筑波大学)校長  
※学校に「体育」を導入  
 ⇒地域スポーツが根付かなかった要因?
- アジア初のIOC委員
- 理念は  
 「精力善用」「自他共栄」「順道制勝」

### スポーツを通じた教育理念で共鳴



### ピエール・ド・クーベルタン 1863-1937

- 近代オリンピックの始祖
- スポーツを通じた青少年教育・世界平和を強く希求(オリンピック・ムーブメント)

「オリンピックで重要なのは勝つことではなく参加すること」  
 「人生で最も重要なことは、勝つことではなくて戦うことである。  
 本質的には「勝ったこと」ではなく「けなげに戦ったことである」

友情  フェアプレイ(道徳)

### 世界平和

### 大島鎌吉 1908-1985

- 陸上三段跳び元世界記録保持者
- 1936年ベルリンオリンピック日本選手団主将
- 新聞記者としてベルリン陥落等の惨劇を取材
- 1964年東京オリンピック日本選手団団長
- カール・ディームのクーベルタン関連書籍を翻訳
- 日本スポーツ少年団創設
- 野津謙(JFA会長・小児科医)等と「スポーツ少年団の理念」策定

### オリンピック平和運動で共鳴



### カール・ディーム 1882-1962

- クーベルタン研究の大家
- 1936年ベルリンオリンピック組織委事務総長
- ドイツ体育大学(ケルン体育大学)学長
- ドイツスポーツユーゲント(少年団)創設
- ゴールデンプラン(スポーツ施設建設計画)立案
- デスマスクは、IOC・ドイツ体大・大島のために世界で3つだけ作成

10

## 大島鎌吉の発言(地域スポーツクラブ関係)

(前略)スポーツ少年団の年齢を超えた青年期に入った卒業生を、何らかの形で組織化し、スポーツ少年団と同じ目的の活動を行いつつ、あとにくる少年たちと接触をもつリーダー的な在り方をさせることを考えたいと思います。その組織の名は、**スポーツ青年団でも(中略)その他適当なものがあればいずれでも良いのですが(後略)**。

【1967(昭和42)年度中央指導者研修会・30年史P117】

(前略)今までの学校のクラブ活動というのは、いわば部分的なもので、地域社会との関係が無かったといえます。スポーツが仮にも社会的・教育的意義をもつのだとすれば、**本当のスポーツクラブが地域社会に出来るのが当然です。**

【「スポーツ少年」第12号(1967年8月)・30年史P111】

11

## スポーツ基本法(地域スポーツクラブ関係)

### 第2条 (基本理念)

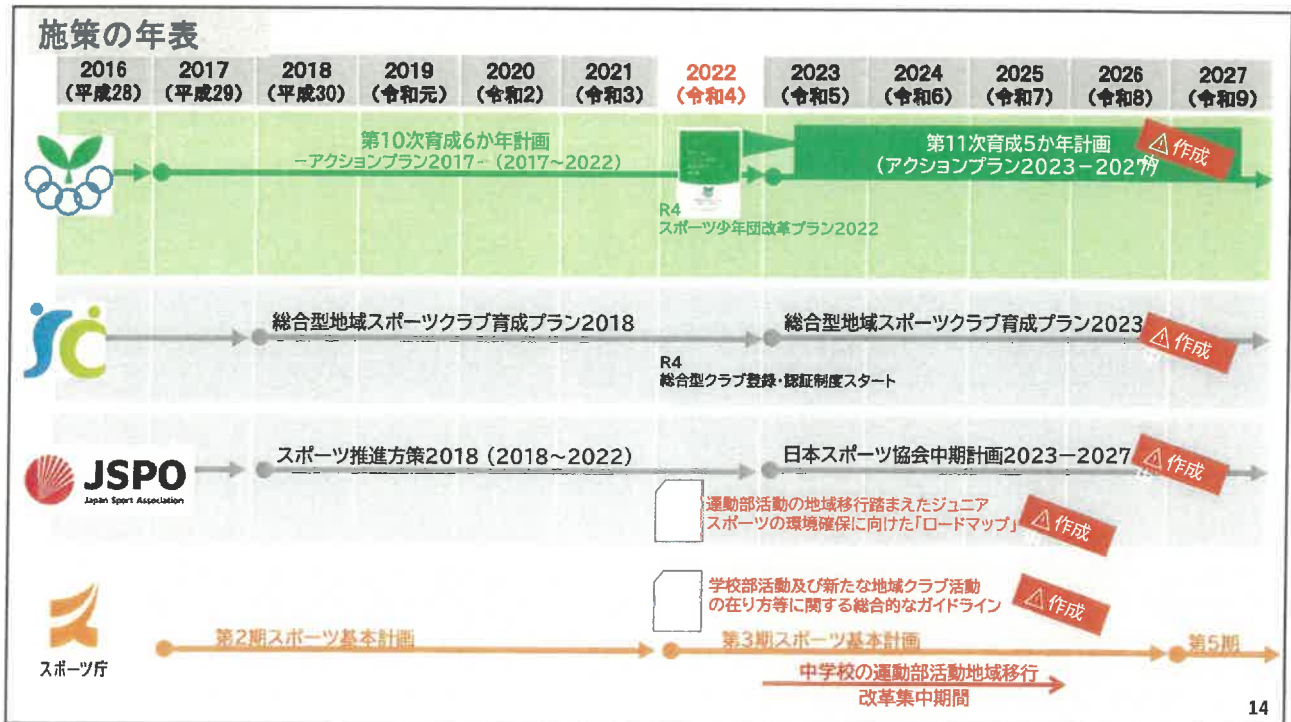
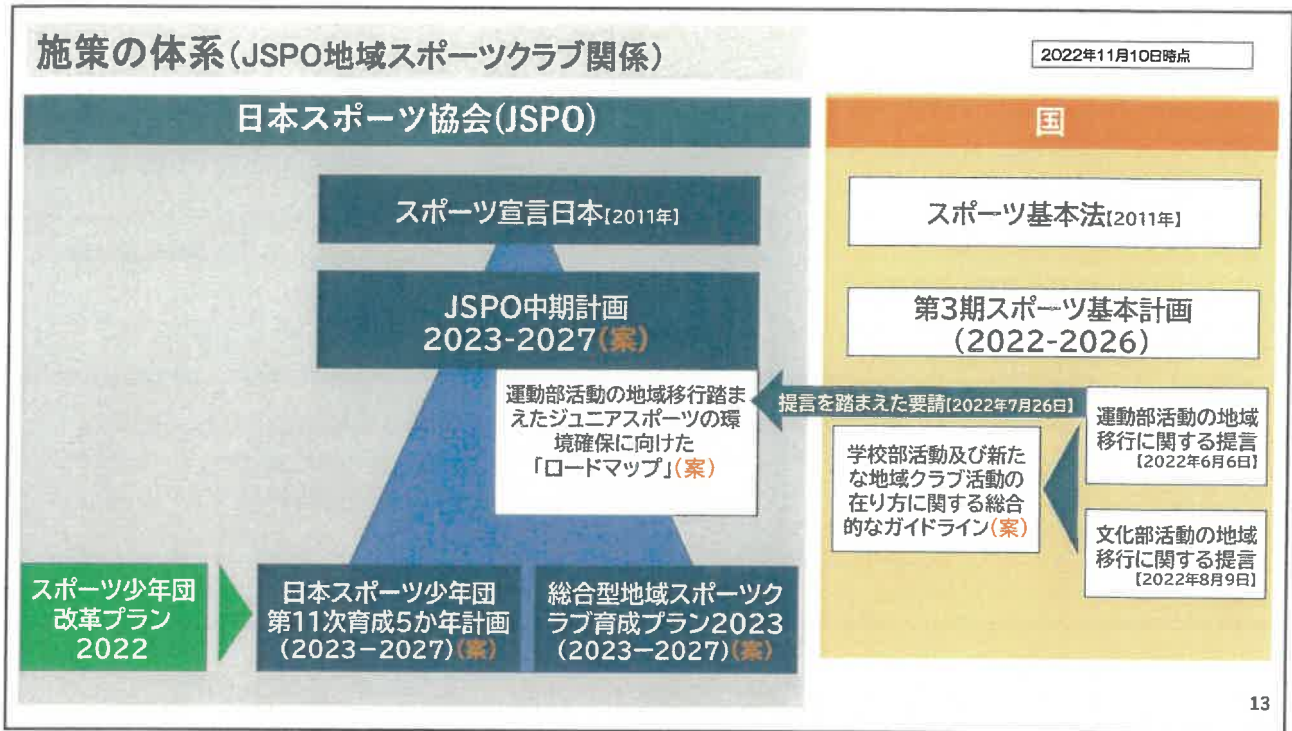
スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが**人々の権利**であることに鑑み、国民が生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において、**自主的かつ自律的にその適性及び健康状態に応じて行うことができる**ようにすることを旨として、推進されなければならない。

- 2 スポーツは、**とりわけ心身の成長の過程にある青少年のスポーツ**が、体力を向上させ、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培う等人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、国民の生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものであるとの認識の下に、**学校、スポーツ団体(スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体をいう。以下同じ。)、家庭及び地域における活動の相互の連携を図りながら推進**されなければならない。
- 3 スポーツは、人々がその**居住する地域**において、**主体的に協働することにより身近に親しむことができる**ようにするとともに、これを通じて、**当該地域における全ての世代の人々の交流が促進**され、かつ、地域間の交流の基盤が形成されるものとなるよう推進されなければならない。

### 第21条 (地域におけるスポーツの振興のための事業への支援等)

国及び地方公共団体は、国民がその興味又は関心に応じて身近にスポーツに親しむことができるよう、**住民が主体的に運営するスポーツ団体(以下「地域スポーツクラブ」という。)**が行う地域におけるスポーツの振興のための事業への支援、住民が安全かつ効果的にスポーツを行うための指導者等の配置、住民が快適にスポーツを行い相互に交流を深めることができるスポーツ施設の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

12



## 第3期スポーツ基本計画（概要）

**【第2期計画期間中の総括】**

- ① **新型コロナウイルス感染症：**
  - ▶ 感染拡大により、スポーツ活動が制限
- ② **東京オリンピック・パラリンピック競技大会：**
  - ▶ 1年延期後、原則無観客の中で開催
- ③ **その他社会状況の変化：**
  - ▶ 人口減少・高齢化の進行
  - ▶ 地域間格差の広がり
  - ▶ DXなど急速な技術革新
  - ▶ ライフスタイルの変化
  - ▶ 持続可能な社会や共生社会への移行

こうした出来事等を通じて、改めて確認された  
 ・「楽しさ」「喜び」「自覚性」に基づき行われる本質的な『スポーツそのものがもたらす価値』（Well-being）  
 ・スポーツを通じた地域活性化、健康増進による健康長寿社会の実現、経済発展、国際理解の促進など『スポーツが社会活性化等に資する価値』  
 を更に高めるべく、第3期計画では次に掲げる施策を展開

### 1. 東京オリ・パラ大会のスポーツ・レガシーの継承・発展に資する重点施策

<p><b>持続可能な国際競技力の向上</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 東京大会の成果を一過性のものとせず、持続可能な国際競技力を向上させるため、                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・NFの強化戦略プランの実効性支援</li> <li>・アスリート育成/バスウェイ構築</li> <li>・スポーツ医・科学、情報等による支援を充実</li> <li>・地域の競技力向上を支える体制を構築</li> </ul> </li> </ul>	<p><b>共生社会の実現や多様な主体によるスポーツ推進の促進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 東京大会による共生社会への理解・関心の高まりと、スポーツの振興向上を契機としたスポーツ推進を促進</li> <li>○ オリパラ教育の知見を活かしたアスリートとの交流活動等を推進</li> </ul>	<p><b>スポーツを通じた国際交流・協力</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 東京大会に向けて、世界中の人々にスポーツの価値を届けたスポーツ・フォー・トゥモロー（SFT）事業で培われた関係ネットワークを活用し、要する国際協力を展開、スポーツSDGsにも貢献（ドーピング防止活動に係る人材・ネットワークの活用等）</li> </ul>
<p><b>大規模大会の運営ノウハウの継承</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新型コロナウイルス感染症の影響下という困難な状況の下で、東京大会を運営したノウハウを、スポーツにおけるホスピタリティの向上に向けた取組も含め今後の大規模な国際競技大会の開催運営に継承・活用</li> </ul>	<p><b>地方創生・まちづくり</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 東京大会による地域住民等のスポーツへの関心の高まりを地方創生・まちづくりの取組に活かし、将来にわたって継続・定着</li> <li>○ 国立競技場等スポーツ施設における地域のまちづくりと調和した取組を推進</li> </ul>	<p><b>スポーツに関わる者の心身の安全・安心確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 東京大会でも課題となったアスリート等の心身の安全・安心を脅かす事態に対応するため、                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・排汗中傷や性的ハラスメントの防止</li> <li>・熱中症対策の徹底など安全・安心の確保</li> <li>・暴力根絶に向けた相談窓口の一層の周知・活用</li> </ul> </li> </ul>

### 2. スポーツの価値を高めるための第3期計画の新たな「3つの視点」を支える施策

<p><b>スポーツを「つくる/はくむ」</b></p> <p>社会の変化や状況に応じて、既存の仕組みにとらわれず柔軟に企画し、斬新な手法・ルールを考えて作り出す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 柔軟・適切な手法や仕組みの導入等を進め、多様な主体が参加できるスポーツの機会創出</li> <li>◆ スポーツに取り組む者の自主性・自覚性を促す指導ができる質の高いスポーツ指導者の育成</li> <li>◆ デジタル技術を活用した新たなスポーツ大会や、新たなビジネスモデルの創出などDXを推進</li> </ul>	<p><b>スポーツで「あつまり、ともに、つながる」</b></p> <p>様々な立場・背景・特性を有した人・組織があつまり、ともに課題に対応し、つながりを感じてスポーツを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 施設、設備整備、プログラム提供、普及活動により誰もが一緒にスポーツの価値を享受できる、スポーツを通じた共生社会の実現</li> <li>◆ スポーツ団体のガバナンス・経営力強化、関係団体等の連携・協力による強靱なスポーツ体制の強化</li> <li>◆ スポーツ分野の国際協力や能力の発展</li> </ul>	<p><b>スポーツに「誰もがアクセスできる」</b></p> <p>性別や年齢、障害、経済・地域事情等の違いによって、スポーツの取組に意が生じない社会を実現し、価値を醸成。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 住民誰もが気軽にスポーツに関われる「増づくり」等の機会の提供</li> <li>◆ 居住地域にかかわらず、全国のアスリートカースト医・科学等の支援を受けられるよう連携強化</li> <li>◆ 本人が適さない理由でスポーツを途中で諦めることがない継続的なアクセスの確保</li> </ul>
--	--	--

### 3. 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組み12の施策

<p>① <b>多様な主体におけるスポーツの機会創出</b></p> <p>地域や学齢における子供、若者のスポーツ機会の充実と体性向上、体障の克服の観点、運動活動の推進、女性・障害者・働く世代・子育て世代のスポーツ実施率の向上 等</p>	<p>② <b>スポーツ界におけるDXの推進</b></p> <p>先端技術を活用したスポーツ施設のあり方の拡大、デジタル技術を活用した新たなビジネスモデルの創出 等</p>	<p>③ <b>国際競技力の向上</b></p> <p>中長期的強化戦略に基づく競技力向上支援システムの確立、地域における競技力向上を支える体制の構築、国・JPO・地方公共団体が一体となった国際4年大会の開催 等</p>
<p>④ <b>スポーツの国際交流・協力</b></p> <p>国際スポーツ界への意思決定への積極交流、スポーツ産業の国際展開を促すプラットフォームの検討 等</p>	<p>⑤ <b>スポーツによる健康増進</b></p> <p>健康増進に資するスポーツに関する研究の充実、調査研究成果の活用促進、医療・介護や企業、保険等との連携強化 等</p>	<p>⑥ <b>スポーツの成長産業化</b></p> <p>スタジアム・アリーナ整備の推進、他産業とのオープンイノベーションによる新ビジネスモデルの創出支援 等</p>
<p>⑦ <b>スポーツによる地方創生、まちづくり</b></p> <p>武漢やアトドスポーツ等のスポーツツーリズムの定着を推進など、スポーツによる地方創生、まちづくりの取組の全国での加速化 等</p>	<p>⑧ <b>スポーツを通じた共生社会の実現</b></p> <p>障害者や女性のスポーツの実施率の向上、国内外のスポーツ団体の女性役員候補の登用、育成の支援、認知啓発、情報発信 等</p>	<p>⑨ <b>スポーツ団体のガバナンス改革・経営力強化</b></p> <p>ガバナンス・コンプライアンスに関する研修等の実施、スポーツ団体の事業の持続性を行う人材の雇用確保支援 等</p>
<p>⑩ <b>スポーツ推進のためのハード、ソフト、人材</b></p> <p>民間・大学も含めた地域スポーツ施設の有効活用促進、地域スポーツコミッションなど地域振興組織の活用、全NFでの人材育成及び活用に関する計画策定を促進、女性のスポーツ推進に貢献した振興策の実施 等</p>	<p>⑪ <b>スポーツを通じた安全・安心の確保</b></p> <p>暴力や不慮な事故等の発生リスクの低減等策定、研修の実施、スポーツ安全に係る情報発信・安全対策の促進 等</p>	<p>⑫ <b>スポーツ・インテグリティの確保</b></p> <p>スポーツ団体のガバナンスコードの普及促進、スポーツ仲裁・調停制度の活用等による公正競争の確保、教育研修や研究開発等を通じたドーピング防止活動の展開 等</p>

### 『感動していただけるスポーツ界』の実現に向けた目標設定

全ての人々が自発的にスポーツに取り組むことで自己実現を図り、スポーツの力で、前向きで活力ある社会と、絆の強い社会を目指す

<p>🎯 <b>国民のスポーツ実施率を向上</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 成人の週1回以上のスポーツ実施率を7.0%（障害者は4.0%）</li> <li>✓ 1年に一度以上スポーツを実施する成人の割合を10.0%に近づける（障害者は7.0%を目指す）</li> </ul>	<p>🎯 <b>生涯にわたって運動・スポーツを継続したい子供の増加</b></p> <p>（児童86%⇒90%、生徒82%⇒90%）</p> <p>🎯 <b>子供の体力の向上</b></p> <p>（新体力テストの総合評価C以上の児童68%⇒80%、生徒75%⇒85%）</p>	<p>🎯 <b>誰もがスポーツに参画でき、共に活動できる社会を実現</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 体育授業への参加を希望する児童のある児童生徒の割合を90%を目指す</li> <li>✓ スポーツ団体の女性理事の割合を40%</li> </ul>
<p>🎯 <b>オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会で、過去最高水準の金メダル数、総メダル数、入賞者数、メダル獲得競技数等の実現</b></p>	<p>🎯 <b>スポーツを通じて活力ある社会を実現</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ スポーツ市場規模1.5兆円の達成（2025年まで）</li> <li>✓ スポーツ・健康まちづくりに取り組む地方公共団体の割合15.6%⇒40%</li> </ul>	<p>🎯 <b>スポーツを通じて世界とつながる</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ ポストSFT事業を通じて世界中の国々の700万人の人々への利益を目標に事業を推進</li> <li>✓ 国際競技連盟（IF）役員員数37人増の維持・拡大</li> </ul>



## 基本計画への「**総合型クラブ**」 「**スポーツ少年団**」の記載状況

### 【具体的施策】

- 総合型クラブが記載される項目  
8項目
- スポーツ少年団が記載される項目 3項目

17

## 第3章 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む施策

### (1)多様な主体におけるスポーツの機会創出 (1/2)

#### ① 広く国民一般に向けたスポーツを実施する機会の創出

##### 【具体的施策】

イ 地方公共団体は、スポーツ主管課と教育・福祉主管課等で連携し、地域のスポーツ団体やスポーツ施設、**総合型クラブ**等及び、医療機関・福祉施設等の関係者の連携体制を構築して住民のスポーツ実施を促進する。

#### ② 学校や地域における子供・若者のスポーツ機会の充実と体力の向上

##### 【具体的施策】

イ 国は、地方公共団体及びスポーツ団体等と連携し、**総合型クラブ**や**スポーツ少年団**、競技団体、地域スポーツクラブ等の地域における子供のスポーツ実施の場を担う関係団体において、運動・スポーツ指導者の資質向上や相互派遣、活動の場の調整等について連携・協力を促進する。また、幼児期や運動を得意としない子供、障害のある子供等を含めた多様な子供が参加しやすい環境を整備し、地域における子供のスポーツ実施を促進する。

キ 国は、基本法、学校教育法、社会教育法の趣旨を踏まえて学校体育施設の有効活用を促進するため、地方公共団体内での十分な連携や、**総合型クラブ**や民間事業者を含む多様な主体の参画による効率的・効果的な活用、一般開放を前提とした施設整備（社会体育施設との複合化、耐震化、バリアフリー化等）、デジタル技術を活用した施設の情報管理等を先進事例の情報提供等により推進する。

18



### (1)多様な主体におけるスポーツの機会創出 (2/2)

#### ③ 女性、障害者、働く世代・子育て世代のスポーツ実施率の向上

[具体的施策]

イ 国、地方公共団体は、障害者が身近な場所でスポーツを実施できるよう、全国障害者スポーツ大会（都道府県等で行う予選会を含む。）の活用や、**総合型クラブ**との連携も図りながら、引き続き、地域の課題に応じたスポーツ実施環境の整備に取り組む。また、障害者スポーツ用具の整備・利用促進にも取り組む。

19



### (10)スポーツの推進に不可欠な「ハード」「ソフト」「人材」(1/2)

#### ② 地域のスポーツ環境の構築

[具体的施策]

ウ 国、**JSPO**及び地方公共団体は、中間支援組織が取り組む**総合型クラブ**の自立的な運営を含む質的充実や地域課題の解決に向けた取組を支援する。

エ 国及び**JSPO**は、**総合型クラブ**の登録・認証制度を47都道府県で運用開始し、当該制度を通じて、**総合型クラブ**の質的な向上を図るとともに、**総合型クラブ**と地方公共団体等との連携による地域課題の解決に向けた取組を促進する。

オ **JSPO**は、国、地方公共団体及び都道府県体育・スポーツ協会と連携し、**スポーツ少年団**への幼児や中学生等の受入れ拡大のための指導者の確保や多目的型の**スポーツ少年団**の増加を図る。また、**スポーツ少年団**を新たなジュニア・ユーススポーツ統括組織として体制を強化すること等により、スポーツの楽しさを基盤としたスポーツ機会の多様化を図ることを通じ、**スポーツ少年団**の団員数を拡大させる。

カ **JSPO**は、地域スポーツクラブ（仮称）の枠組みの下に**総合型クラブ**と**スポーツ少年団**を位置づけるとともに、国、地方公共団体及び都道府県体育・スポーツ協会と連携し、地域で活動するその他のスポーツ団体を含めた地域スポーツ団体の活動充実を図り、地域のスポーツ環境整備を支援する。

20



(10)スポーツの推進に不可欠な「ハード」「ソフト」「人材」(2/2)

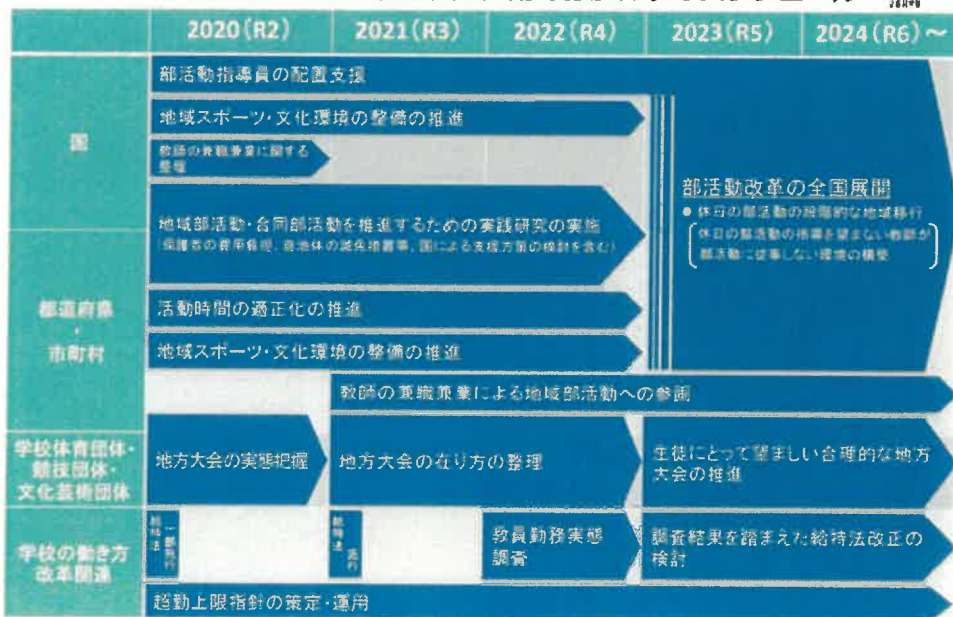
③ スポーツに関わる人材の育成と活躍の場の確保

e.スポーツ推進委員の有効活用

[具体的施策]

ア 国は、地方公共団体に対し、スポーツ推進委員と地方公共団体のスポーツ部局や**総合型クラブ**等のスポーツ団体、都道府県や市町村の体育・スポーツ協会等の関連団体との、合同連絡会議設立を促し、会議の場で研修、意見交換等を実施し、関係者が連携して地域スポーツの課題解決に取り組む体制を構築できるよう支援する。

学校の働き方改革を踏まえた部活動改革のスケジュール



※出典 スポーツ庁HP(URL: [https://www.mext.go.jp/sports/content/20200802-ept\\_sseisaku01-000009706\\_2.pdf](https://www.mext.go.jp/sports/content/20200802-ept_sseisaku01-000009706_2.pdf))



令和4年11月

### 学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する 総合的なガイドライン（案）【概要】



○ 少子化が進む中、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して取り組むことができる機会を確保するため、速やかに部活動改革に取り組む必要。その際、生徒の自主的で多様な学びの場であった部活動の教育的意義を継承・発展させ、新しい価値が創出されるようにすることが重要。  
○ 令和4年夏に取りまとめられた部活動の地域移行に関する検討会議の提言を踏まえ、平成30年に策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を統合した上で全面的に改定。これにより、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方とともに、新たな地域クラブ活動を展開するために必要な対応について、国の考え方を提示。  
○ 部活動の地域移行に当たっては、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という趣旨の下、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持たせ得る多様な環境を一体的に整備。地域の実情に応じ生徒のスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することが重要。  
※1は中学生を主な対象とし、高校生も原則適用。Ⅱ～Ⅳは公立中学校の生徒を主な対象とし、高校や私立は実情に応じて取り組むことが望ましい。

<b>I 学校部活動</b> 教育課程外の活動である学校部活動について、実施する場合の適正な運営等の在り方を、前半のガイドラインの内容を踏まえつつ示す。 (主な内容) ・教師の部活動への関与について、法令等に基く業務改善や勤務管理・部活動推進員や外部指導者を確保 ・心身の健康管理、事故防止及び休養・ハラスメントの根絶の徹底 ・週当たり2日以上の休養日の設定（平日1日、週末1日） ・地方公共団体等は、スポーツ・文化芸術団体との連携や保護者等の協力の下、学校と地域が協働・融合した形で環境整備を進める	<b>III 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備</b> 新たなスポーツ・文化芸術環境の整備に当たり、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組むため、その進め方等について示す。 (主な内容) ・まずは休日における地域の環境の整備を着実に推進 ・平日の環境整備はできるところから取り組み、休日の取組の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進 ・市区町村が運営団体となる体制や、地域の多様な運営団体が取り組む体制など、段階的な体制の整備を進める ・地域クラブ活動が困難な場合、合同部活動の導入や、部活動指導員等により機会を確保 ・令和5年度～令和7年度までの3年間で改革集中期間として重点的に取り組み、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指す ・都道府県及び市区町村は、方針・取組内容・スケジュール等を周知
<b>II 新たな地域クラブ活動</b> 学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により生徒の活動の場として整備すべき新たな地域クラブ活動の在り方を示す。 (主な内容) ・地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実 ・地域スポーツ・文化芸術担当部署や学校担当部署、関係団体、学校等の関係者を集めた協議会などの体制の整備 ・指導者資格等による高い指導者の確保と、都道府県等による人材バンクの整備、専攻ある教師等の円滑な兼職連携 ・競技志向の活動だけでなく、複数の運動種目・文化芸術分野など、生徒の志向等に適したプログラムの確保 ・休日のみ活動をする場合も、原則として1日の休養日を設定 ・公共施設を地域クラブ活動に使用する際の負担軽減・円滑な利用促進 ・困難事態への支援	<b>IV 大会等の在り方の見直し</b> 学校部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者のニーズに応じた大会等の運営の在り方を示す。 (主な内容) ・大会参加資格を、地域クラブ活動の会員等も参加できるよう見直し ・日中開催は令和5年度から大会への参加を承認、その着実な実施 ・欠けるだけ教師が引率しない体制の整備、運営に係る適正な人員確保 ・全国大会の在り方の見直し（開催回数・精選、多数の活動を経験したい生徒等のニーズに対応した機会を認める等）

出典：デジタル庁e-Govパブリック・コメント（<https://public-comment.e-gov.go.jp/servelet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=185001271&Mode=0>）

23

### 学校部活動の地域連携、地域クラブ活動への移行の全体像（案）

**学校部活動**

【位置付け】学校教育の一環（教育課程外）

指導者	当該校の教師
参加者	当該校の生徒
場所	当該校の施設
費用	用具、交通費等の実費
補償	災害共済給付

↓

学校部活動の地域連携

■合同部活動の導入や部活動指導員等の適切な配置により生徒の活動機会を確保

指導者	部活動指導員等、関係校の教師
参加者	関係校の生徒
場所	拠点校の施設
費用	用具、交通費等の実費
補償	災害共済給付

休日の地域クラブ活動

【位置付け】学校と連携して行う地域クラブ活動  
（法律上は学校教育（スポーツ・文化活動））

■地域の多様な主体が実施。学校は、活動方針、活動状況や生活に關する連絡の共有等を進めて連携

運営団体・実施主体	地方公共団体（※地方公共団体の運営方針は多様な協議・調整（例えば地域は「NPO」、市は「NPO」等、体育のNPO協会、競技団体、アスリート、民間事業者、大学、文化芸術団体、地域学校協働本部、関係団体等）
指導者	地域の指導者（一部教師の兼職等兼）
参加者	地域の生徒（※他の世代が一緒に参加する場合は含む）
場所	学校施設、社会教育施設、公共のスポーツ・文化施設、地域団体・民間事業者等が有する施設
費用	可能な限り低廉な会費+用具、交通費等の実費
補償	各種保険等

※ 協働事例

■少子化の中、持続可能な体制にする必要（学校や地域によっては存続が難しい）

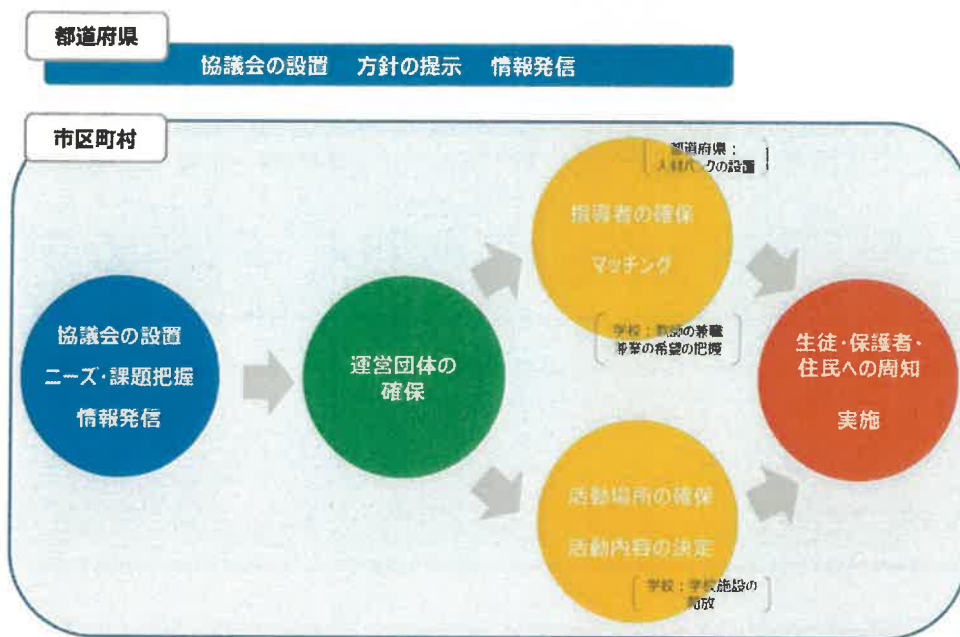
■地域の実情に応じた段階的な体制整備

地域の実情に応じ、当時は併存

出典：デジタル庁e-Govパブリック・コメント（<https://public-comment.e-gov.go.jp/servelet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=185001271&Mode=0>）

24

休日の部活動の地域移行に係る手順の流れ（イメージ例）



出典：デジタル庁e-Govパブリック・コメント（<https://public-comment.e-gov.go.jp/servelet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=185001271&Mode=0>）

休日の部活動の地域移行に係る要素（例）

	関係者の巻き込み・合意形成	運営団体の確保	指導者の確保	その他確保要素	実施
都道府県	【スポーツ文化振興担当部署】 ・協議会を設営 ・方針の提示 ・手引きやHPの作成、説明会の実施等を通じて情報発信	【スポーツ文化振興担当部署】 ・都道府県単位のスポーツ文化芸術団体の確保	【スポーツ文化振興担当部署】 ・指導者の発掘・把握 ・人材バンクの設置 【教育委員会】 ・教員兼業の規定・運用の改善	【協議会】 ・施設利用の効率的運用等を検討し、利用ルール等を策定	【スポーツ文化振興担当部署】 ・活動を広く周知
市区町村	【スポーツ文化振興担当部署】 ・教育委員会等にも連携し、協議会を設置 【協議会】 ・関係者へのヒアリング等を実施 ニーズ・課題を把握 【スポーツ文化振興担当部署】 ・手引きやHPの作成、説明会の実施等を通じて情報発信	【スポーツ文化振興担当部署・協議会】 ・地域スポーツ文化活動を担う運営団体の確保 【協議会】 ・運営団体の連携体制を構築	【協議会】 ・人材バンクの活用 ・地元の民間企業・大学等との連携 ・地域人材の掘り起こし 【協議会】 ・運営団体・実施主体とのマッチングを実施	【協議会】 ・学校施設や社会教育施設等の活動場所を確保 ・施設利用の効率的運用等を検討し、利用ルール等を策定 【協議会】 ・地域クラブ活動における活動内容を決定	【スポーツ文化振興担当部署】 ・活動を広く周知、学校
スポーツ文化芸術団体、民間事業者等	・上記協議会への参画 ・上記ヒアリングの対応	・上記取組への協力・参画	・人材バンクへの人材登録 ・研修等を通じて指導者の質・量の確保	【運営団体】 ・地域クラブ活動における具体的な活動内容を決定	【運営団体】 ・活動を周知、実施
学校	・上記協議会への参画 ・研修のニーズ把握 ・手引き・研修等のニーズ把握		・教員の兼業兼業の希望の把握	・利用ルールに基づく学校施設の利用	・活動方針、活動日時や生徒に関する情報の共有 ・地域クラブ活動の周知

出典：デジタル庁e-Govパブリック・コメント（<https://public-comment.e-gov.go.jp/servelet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=185001271&Mode=0>）

## 地域スポーツクラブ活動体制整備事業等

令和5年度要求・要望額 10,193,182千円  
 (前年度予算額 1,517,423千円)



### 方向性・目指す姿

- 令和5年度以降の休日の運動部活動の段階的・地域移行と地域スポーツ地域の一体的な整備に向け、入会二歳団体等の整備充実、指導者確保、勉強費用負担への支援等を機動的に推進
- 地域の実情に応じたスポーツ活動の最適化を図り、体験授業を推進
- 少子化の中でも、将来にわたり我が国の子供たちが入会二歳に継続して取り組むことができる機会を確保、学校の施設や政策を推進し、学校教育の質を向上
- 自己実現、活力ある社会と輝く強い社会創り、輝き助の原動力の醸成・確保、新規・偏植の創出
- 地域の持続可能な多様な入会二歳環境を一体的に整備し、多様な体験機会を確保

### 事業内容

#### I. 運動部活動の地域移行に向けた支援 2,669百万円

- コーディネーター配置支援等体制整備** (補助費: 801/2, 補助費1/3, 補助費1/3) 4.1
  - 都道府県・市区町村において、関係者(指導者・指導者)の連携強化・指導者育成を行う(委託)・コーディネーターの配置や協議会の設置等の体制を整える。
  - 地域スポーツクラブ活動の運営団体・実施主体と中学校との連携強化・実務支援、指導者の派遣管理等を行うコーディネーターを配置する。
- 運営団体・実施主体の整備充実** (補助費: 801/2, 補助費1/2, 補助費1/2) 4.1
  - 地域スポーツクラブ活動の運営団体・実施主体が児童生徒の安全・持続可能な運営に向けた体制整備や員の確保、体感授業等を実施する。
- 指導者配置支援等体制整備等**
  - 実務指導を行う指導者を配置 (補助費: 801/3, 補助費1/3, 補助費1/3) 4.1 4.2 4.3
  - 広域的な人材バンクを構築 (補助費: 801/3, 補助費1/3) 4.1 4.2 4.3
  - 指導者養成のための講習会等の開催や、資格取得の改善等を行う。(日本スポーツ協会補助・日本マスタースポーツ協会補助(高松))
- 参加費用負担への支援** (補助費: 801/2, 補助費1/2) 4.1 4.2
  - 経済的に困難な世帯の子供が地域スポーツクラブ活動に参加できなくならないよう、地域移行に伴い新たに必要となる会費等に支援を行う。

#### II. アドバイザー事業等の設置・推進等 1,428百万円

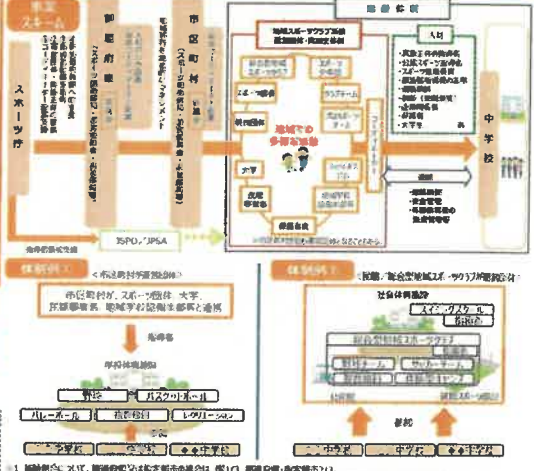
アドバイザーを確保し、主眼の自治体等からの指導者やアドバイザー派遣等を行う。

#### III. 地域における新たなスポーツ環境の構築等 1,650百万円

地域スポーツクラブ活動のモデル創出(全運動部活動を地域スポーツクラブ活動とする取組) 施設整備(施設型スポーツの取組等)と併せて関係機関、関係団体による協働的な取組による活動の推進、子供たちが安心して参加できる環境の整備。

#### IV. 中学校における部活動指導員の配置支援 2,016百万円


各学校や地区に部活動指導員を配置し、教師に代わる指導や指導者を担うことにより、生徒のニーズを踏まえ充実した活動とする。(補助費: 801/2, 補助費1/2) 4.1 4.2  
 部活動指導員の配置を充実 【18,000人】



出典: スポーツ庁資料

スポーツ少年団登録員数推移 (1962年度~2021年度)





新型コロナウイルスの影響による活動制限  
(登録者数の減少にさらに拍車がかかった)

「理念」と「実際の活動・組織」との乖離が根本的な課題  
(短期的な視点だけでなく、中長期的な視点・取組が必要)

↓

スポーツ少年団の組織や活動の活性化に向けて  
「日本のジュニア・ユース世代のスポーツを担う組織」  
として進むべき方向性をまとめました

↓

部活動の地域移行(第3期スポーツ基本計画)、  
スポーツ団体ガバナンスコード、暴力等の根絶ほか

スポーツ少年団改革プラン2022の概要版パンフレットはこちら  
<https://www.japan-sports.or.jp/club/news/tabid/83.html?itemid=4572>

29

**タイトル**  
【スポーツ少年団改革プラン2022】

**サブタイトル**  
ジュニア・ユース世代にスポーツの本質である自発的な運動の楽しさを提供しよう

「改革プラン2022」が意図するスポーツ少年団の方向性をサブタイトルに反映

「改革プラン2022」が意図するスポーツ少年団の方向性  
(方向性イメージは図1～3参照)

スポーツ少年団は、勝利至上主義<sup>※1</sup>を否定し、スポーツの本質である自発的な運動(遊び)から得られる「楽しさ」を享受できる機会をジュニア・ユース世代<sup>※2</sup>に提供する。

※1 スポーツは勝敗を競うものでもあり、スポーツにおいて勝利を目指すことは否定されるものではありません。また、子どもたちが試合に勝つために活動することや、よりうまくやりたいといった活動も含め、競技力向上の取組も否定されるものではありません。しかしながら「勝利至上主義」は、勝つことのみを至上(この上ないもの)として位置づける考え方であり、勝つためには子どもの発育発達を考慮しない過度な練習を課すことや暴力・暴言等の不適切な指導が容認されるといった様々な弊害をもたらすものです。  
【参考】我が国のスポーツ・インテグリティの確保のために—スポーツ庁長官メッセージ(スポーツ庁) [https://www.mext.go.jp/sports/b\\_menu/choukan/detail/1406121.htm](https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/choukan/detail/1406121.htm)

※2 「改革プラン2022」では、「ジュニア・ユース世代」を、「3歳から概ね18歳までの年代」と定義しています。

30

これまで以上に、各競技団体・スポーツ団体と協力・連携し、子どもたちの発育・発達に配慮したスポーツ活動を推進していくことがこれからのスポーツ少年団に求められると考えています

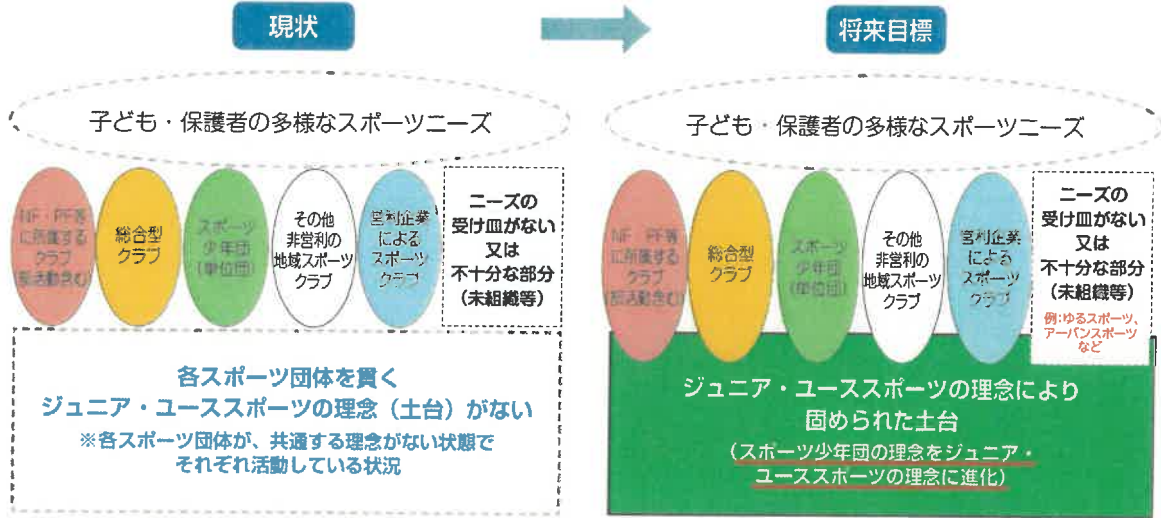
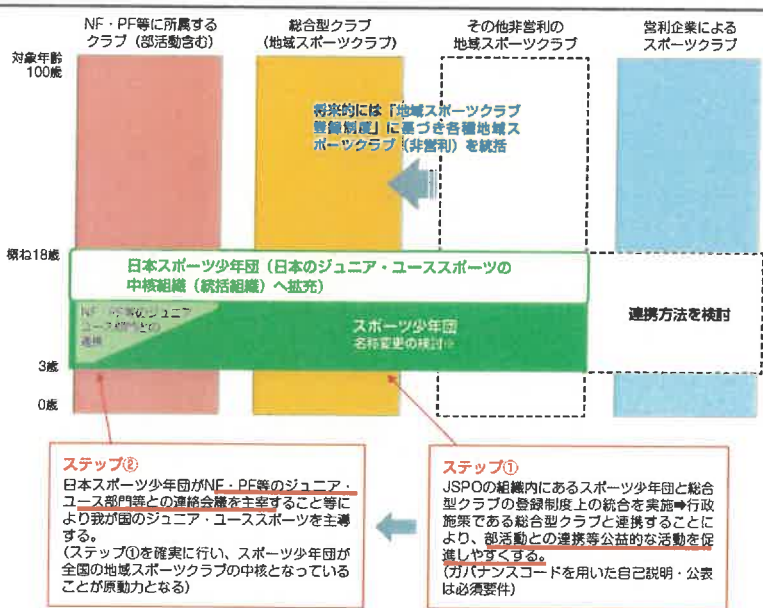


図1 子ども・保護者の多様なスポーツニーズへの対応



※「スポーツ少年団」の名称では、従前のスポーツ団体のひとつ (小学生を主な対象とした団体) というイメージから脱却できず、組織横断的な土台としての理解が得られにくい⇒スポーツ少年団が、従前のスポーツ団体の概念から脱却した存在となるよう、名称変更の必要性

図2 スポーツ団体におけるスポーツ少年団の立ち位置イメージ

子どもたちが生涯を通じてスポーツに親しめるよう、その「入口」の役割を担うことがスポーツ少年団に求められていると考えます（各々の自発的な競技力向上を否定するものではありません）

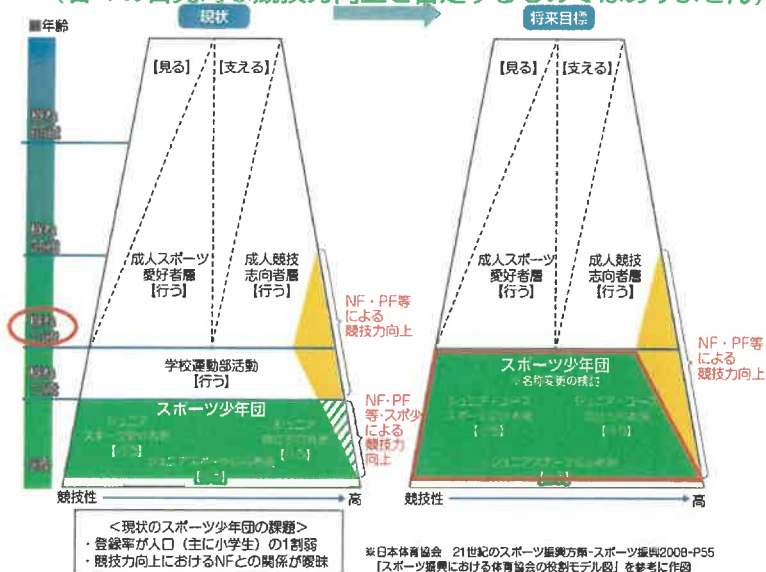


図3 国民のスポーツ志向におけるスポーツ少年団の立ち位置イメージ

- 組織の強み**
- 我が国最大の青少年スポーツ組織（全国の仲間）
  - 地域社会において活動（住民主体）
  - 組織内で指導者を育成（体系的な人材育成）

※「発育期のスポーツ活動ガイド」  
<https://www.japan-sports.or.jp/medicine/tabid1319.html>

目標(課題の解決方針)	具体的な取組
<b>A 信頼される人材の育成</b>	
1 地域人材の発掘・若手の登用	・スポーツ少年団・競技団体・中体連等の連絡調整ができる人材(キーパーソンやインフルエンサー)を各地域で発掘し、日本(都道府県・市区町村)スポーツ少年団の役員等に選任 ・医学生や幼児スポーツ専門家のスポーツ少年団活動への参画を促進 ・日本(都道府県)スポーツ少年団に若手(20・30代)等多様性に配慮した役員枠の設定を推進
2 信頼されるジュニア・ユーススポーツ指導者の養成	・更新研修が必須となる「JSPD公認スポーツ指導者」資格の取得を促進
3 ジュニア・ユーススポーツマネジメント人材の育成	・スポーツ少年団指導者・役員・スタッフに対し、ガバナンスコードに準拠した団運営や法令順守に関する内容を重点にした研修を継続実施
<b>B 安全かつ最新の情報・知見に基づく活動の推進</b>	
1 広報・情報提供活動の充実・強化	・「スポーツ少年団の多様な活動事例」及び「SNS・マスコミ等を活用した情報発信事例」を収集し紹介 ・地域におけるスポーツ少年団関係者の統合やスポーツ少年団活動の連携事例を収集し紹介 ・JSPD・ACPの更新等普及
2 多様なジュニア・ユーススポーツ活動プログラム等の開発・紹介	・役員・保護者・学校等の多様なニーズを把握し、スポーツ少年団連合においた活動プログラム(賑かい者スポーツ、ゆるスポーツ、バーチャルスポーツ、アーバンスポーツ等)を開発し紹介 ・スポーツに限らない活動プログラム(社会課題解決プログラム等)の情報を収集し紹介 ・女子団員の拡充に向けた活動プログラムを開発し紹介 ・スポーツ安全保険との連携促進
3 地域なき事業の見直し	・事業収支を把握し、活動環境の意見を踏まえ事業のスクラップ&ビルドを実施 ・「発育期のスポーツ活動ガイド」を踏まえ、全盛競技別大会の中止(NFとの役割分担の見直しを含む)を含め、競技別大会(ブロック大会や都道府県大会等を含む)の在り方を検討
<b>C 「ジュニア・ユーススポーツ」における国内組織の協調・連携</b>	
1 スポーツ少年団をジュニア・ユーススポーツの中核組織(統括組織)へ拡充	・スポーツ少年団登録制度を統合型クラブ登録・認証制度と連携・統合 ・スポーツ少年団の活動事例、登録データ、ヒアリングデータ等を基盤にジュニア・ユーススポーツに関する政策提言を実施 ・NFのジュニア・ユース部門等との連携推進等を実施 ・スポーツ少年団を基盤に、ジュニア・ユーススポーツを統合する組織を設置・運営(NFや民間クラブ等のジュニア・ユース部門との連携を組織化、役割を整理・分担) ・各級スポーツ少年団で、ガバナンスコードに基づく運営を実施(育成系兼営の在り方・名称変更等の検討を含む) ・一方で、食料環境を緩和し単気室の新規創設を促進 ・中学校運動部活動との連携
2 「スポーツ少年団の理念」を「ジュニア・ユーススポーツの理念」に進化	・理念・各組織を進化させた「ジュニア・ユーススポーツ憲章」を策定しスポーツ少年団活動の認知と理解を推進 ・名称の変更を検討

◎上記「具体的な取組」の実施時期は、本プランをもとに「日本スポーツ少年団第11次育成5か年計画」を策定する際に検討  
 ◎上記「具体的な取組」とは別に、2021年度及び2022年度における緊急対策として「スポーツ少年団活性化事業」を実施

スポーツ少年団改革プラン2022を実現させるためには…？

より具体的な取組、実施・達成時期の設定が必要

向こう5年間で特に重点的に取組む項目を、  
「第11次育成5か年計画(アクションプラン2023-2027)」  
に反映

35

### 日本スポーツ少年団第11次育成5か年計画(案) (アクションプラン2023-2027)の主なポイント

#### A:信頼される人材の育成

- ・ 部活動地域移行等に関わる有識者をはじめ、外部の人材や機関との協力・連携、役員等への登用
- ・ 団活動や地域づくりに貢献する10代・20代の参加増(リーダーと同年代の学生との交流など)
- ・ 更新研修の量的・質的充実(少年団「指導者」の資質向上、ガバナンスコード遵守による団運営)

#### B:安全かつ最新の情報・知見に基づく活動の推進

- ・ 子ども、保護者向けの情報発信(SNS、動画コンテンツ)
- ・ 活動プログラムの充実(発育・発達に配慮、ニュースポーツ・地域色の盛り込みなど)
- ・ 保険加入促進、応急処置等に関する研修会・情報提供の促進
- ・ 事業の評価(改廃案作成含む)、全国スポ少大会の充実、全国競技別交流大会の在り方検討

#### C:「ジュニア・ユーススポーツ」における国内組織の協調・連携

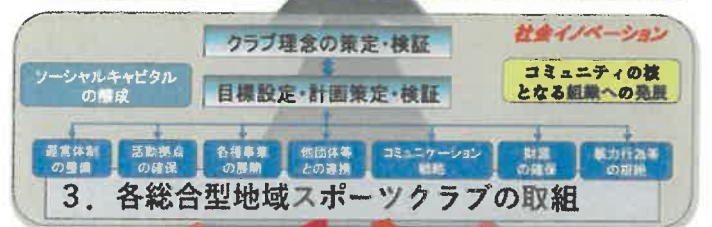
- ・ 部活動の地域移行を見据えた、総合型クラブ登録・認証制度とスポーツ少年団登録制度の連携・統合に向けた検討
- ・ 競技団体等のジュニア・ユース部門等との協力・連携、中学校部活動との連携
- ・ スポーツ少年団の理念・各綱領を進化させた「ジュニア・ユーススポーツ憲章」の策定

36

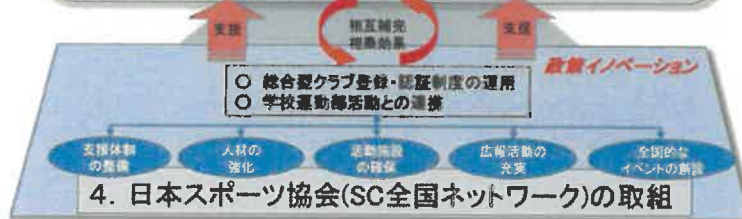
### 【総合型地域スポーツクラブ育成プラン2023 構成図】

1. 基本理念 「スポーツを核とした豊かな地域コミュニティの創造」

2. 基本方針 基本理念を踏まえたクラブ育成の方向性を次の3つの視点から明示  
「活動の在り方」「クラブ組織の在り方」「活動財源の確保」



3. 各総合型地域スポーツクラブの取組



4. 日本スポーツ協会(SC全国ネットワーク)の取組

37

JSPPOの運動部活動改革に向けた取組について

当協会事務局内に部署横断型の  
プロジェクトチームを4月に発足させました

<https://www.japan-sports.or.jp/news/tabid92.html?itemid=4589>

総合型地域スポーツクラブとスポーツ少年団の融合、  
指導者の質の保障と量の確保を通じて、  
運動部活動の地域移行に積極的に取組みます

主な検討事項(3点)

- (1) 指導者の確保
- (2) 多様な実施主体の確保
- (3) 多様な財源の確保

38



## 運動部活動の地域移行に関する要請文をスポーツ庁から受け取りました (令和4年7月26日)



引用元：室伏スポーツ庁長官  
スポーツ団体に運動部活動の地域移行への協力を要請  
<https://newsdig.tbs.co.jp/articles/-/106370?display=1>

### ■要請先

日本スポーツ協会 (JSPO)  
日本中学校体育連盟  
スポーツ安全協会

### ■検討を求められた点

- ①地域におけるスポーツ活動の実施主体  
(総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団等)に関する取り組み
- ②地域におけるスポーツ指導者の質の保障・量の確保方策に関する取り組み
- ③大会の在り方に関する取り組み

<https://www.japan-sports.or.jp/news/tabid92.html?itemid=4622>

39

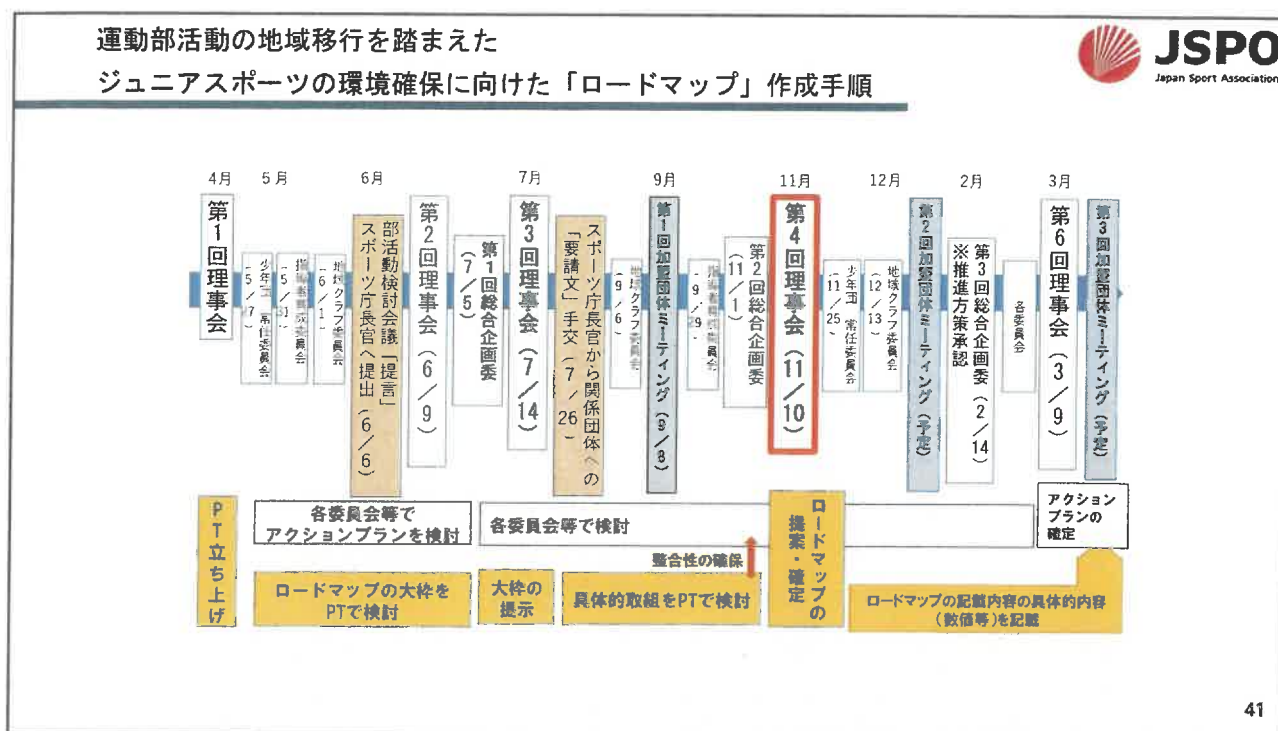
令和4年度日本スポーツ協会第4回理事会資料  
(報告事項)



## 運動部活動の地域移行を踏まえたジュニアスポーツの 環境確保に向けた「ロードマップ」について (案)

令和4年11月10日  
運動部活動の地域移行に係るプロジェクト・チーム

40



## 運動部活動の地域移行を踏まえたジュニアスポーツの環境確保に向けた「ロードマップ」(JSPO)

### 1. 適切な資質能力を身に付けた指導者の確保

- ① 指導者の量の確保 (指導者養成の促進)
- ② 指導者の質の保障 (不適切な指導の根絶等に向けた取組)
- ③ 指導者の資格保有の義務付け (大会及び日常的な活動の場において)
- ④ 指導者情報の活用体制の構築 (公認指導者マッチングサービスの強化)

### 2. 運営団体・実施主体としての「総合型地域スポーツクラブ」の充実

- ① 総合型クラブのガバナンスの強化 (「登録・認証制度」の適切な運用)
- ② 総合型クラブへの情報提供 (運動部活動の地域移行に係る情報提供)
- ③ 総合型クラブと学校との連携強化 (学校運動部型連携タイプ(仮称)の認証制度の策定)
- ④ 総合型クラブの量的拡大への支援 (都道府県体育・スポーツ協会を通じた新規創設の依頼)
- ⑤ 都道府県における地域スポーツ推進体制の強化 (継続的な人材の配置など)

### 3. 運営団体・実施主体としての「スポーツ少年団」の充実 ※アクションプランに基づく内容

- ① 運動部活動の地域移行に関する情報の収集・発信 (都道府県・市区町村スポーツ少年団を通じた情報提供)
- ② 運動部活動の地域移行に向けた現行規程の改定等 (スポーツ団体ガバナンスコード(一般団体向け)促進)
- ③ **スポーツ少年団の理念を各スポーツ団体に共通の理念に進化させた「ジュニア・ユーススポーツ憲章(仮称)」の策定**
- ④ 日本スポーツ少年団本部とNFとの連携強化
- ⑤ 単位スポーツ少年団の量的拡大の支援

### 4. その他

最新情報の提供、「地域スポーツクラブ(仮称)登録制度」の検討、安全・安心確保の啓発、  
市区町村体育・スポーツ協会の組織基盤の強化、  
ジュニアスポーツを含めたスポーツ関係者に対して提供可能な情報基盤の構築(スポーツDXの推進等)

## 1. 適切な資質能力を身に付けた指導者の確保 (1/2)



No.	施策	取組	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
①	指導者の量の確保 (指導者養成の促進)	○ スポーツ指導に積極的な教員への資格【スター トコーチ(教員免許状所持者)等】取得の促進	対象者や団体等に向けた情報発信		
		○ 総合型クラブ・スポーツ少年団・中央競技団体 (NF)等における資格の取得の促進	オンライン講習の拡充		
		○ 他の指導者養成団体との協働 (民間スポーツクラブ等)	連携内容の 調査・検討	他団体との協働	
②	指導者の質の保障 (不適切な指導の根 絶等に向けた取組)	○ 新たな処分規程等の施行(2023.1)	着実な運用に向けた関係団体との連携		
		○ 暴力等の根絶に向けた動画や指導に関連した 学習促進を目的として動画等の作成・活用	動画の 作成	講習会・研修会等で活用	
		○ 指導者の資質能力やニーズに応じた研修機会を 提供するため「研修ポイント制」を全資格・競 技に導入	内容の検討	導入に向けた周知	

43

## (2/2)



No.	施策	取組	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
③	指導者の資格保有 の義務付け	○ 第3期スポーツ基本計画の記載内容に基づく、 NF、総合型クラブ、スポーツ少年団に対して、 ジュニア世代の安全・安心確保のため、大会参加 時、日常的な活動において指導者の資格取得の義 務化を要請。  ▶ NF主催大会での義務付け (令和7年度まで) ▶ PF主催大会での義務付け (令和8年度まで) ▶ 日常的な指導の場の義務付け(令和12年度まで)	資格協同認定団体への継続的な要請		
			スポーツ指導者の資格保有の必要性を 周知・広報		
④	指導者情報の活用 体制の構築	○ 公認指導者マッチングサービスの強化	利用促進に向けた周知・広報		
			サービス内容の継続的な見直し		

44

## 2. 運営団体・実施主体としての

## 「総合型地域スポーツクラブ」の充実 (1/2)



No.	施策	取組	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
①	総合型クラブの ガバナンスの強化	○ 登録・認証制度の適切な運用を通じた、総合型クラブのガバナンスの強化	登録の促進		
		○ 登録クラブの法人格取得の促進	登録クラブに対する研修等の実施		
		○ 「スポーツリスキーマネジメントセミナー（仮称）」における運動部活動の地域移行に関する情報共有	準備	取得のためのノウハウの提供	
②	総合型クラブへの 情報提供	○ 「クラブ支援ミーティング」での運動部活動の地域移行に関する情報共有（国の動向、都道府県・市区町村の取組の情報共有）	全国各地で展開		
		○ 「ブロック別クラブネットワークアクション」における運動部活動の地域移行に関する情報共有	継続的に実施 先進事例を収集・公表		
		○ 新たな総合型クラブの創設支援に係る情報提供（HPの更新）	情報の更新・発信		

45

(2/2)



No.	施策	取組	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
③	総合型クラブと 学校との連携強化	○ 学校運動部活動連携タイプ（仮称）の認証制度の策定	認証制度の策定	運用開始	
④	総合型クラブの 量的拡大への支援	○ 都道府県体育・スポーツ協会に対して、総合型クラブ新規創設等を依頼	継続的に依頼		
			新規創設事例収集	情報提供	
⑤	都道府県における 地域スポーツ推進 体制の強化	○ 「地域スポーツクラブ推進体制基盤強化事業」を活用した人材（クラブ担当者）の配置促進	配置の要請		
		○ 都道府県体育・スポーツ協会に対して、クラブアドバイザー等の継続的な配置の依頼	活用事例収集	情報提供	
			継続的に依頼		

46

### 3. 運営団体・実施主体としての 「スポーツ少年団」の充実 (1/2)



No.	施策	取組	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
①	運動部活動の地域移行に関する情報の収集・発信	○ 都道府県スポーツ少年団、市区町村スポーツ少年団を通じて運動部活動と連携しているスポーツ少年団の <b>好事例</b> を収集、多様なメディアを通じて <b>情報発信</b>	事例収集・好事例の発信		
		○ 運動部活動の地域移行に関する国やJSP0等が示した施策の <b>情報発信</b>	最新の施策等の発信		
		○ 都道府県・市区町村スポーツ少年団を通じて学校関係者に対してスポーツ少年団について理解促進を図るための <b>情報発信</b>	準備	学校へのスポーツ少年団の理解促進	
②	運動部活動の地域移行に向けた現行規程の改定等	○ 単位スポーツ少年団に対する「スポーツ団体ガバナンスコード（一般スポーツ団体向け）」を用いた <b>自己説明・公表の促進</b>	努力目標を提示	自己説明・公表の必要性の発信	
		○ 傷害保険、指導者賠償責任保険の加入促進に向けた取組の検討	保険加入に関する実態調査 調査結果に基づき加入促進に向けた周知・発信		

47

(2/2)



No.	施策	取組	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
③	スポーツ少年団の理念を各スポーツ団体に共通の理念に進化させた「ジュニア・ユーススポーツ憲章（仮称）」の策定	○ 第3期スポーツ基本計画及びスポーツ少年団改革プラン2022において示された「スポーツ少年団をジュニア・ユーススポーツの統括組織へ体制強化する」施策に基づき以下の取組を実施 ○ 「ジュニア・ユーススポーツ憲章（仮称）」の策定	原案の作成・意見聴取		策定
④	日本スポーツ少年団本部とNFとの連携強化	○ NFのジュニア・ユーススポーツ部門の担当者との「連絡会議」の開催準備	準備		開催
⑤	単位スポーツ少年団の量的拡大の支援	○ 都道府県スポーツ少年団に対して各種会議等を通じた情報提供により、 <b>単位スポーツ少年団の新規創設</b> を依頼	継続的に依頼 新規創設事例収集 情報提供		

48

## 4. その他



No.	施策	取組	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
①	最新情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 運動部活動の地域移行に関する「JSPO加盟団体ミーティング」を開催し、情報共有・団体間の連携促進</li> <li>○ 運動部活動の地域移行に特化したホームページの内容の拡充</li> </ul>	継続的に実施		
②	「地域スポーツクラブ（仮称）登録制度」の検討	○ 総合型クラブ登録・認証制度とスポーツ少年団登録制度の連携・統合に向けた検討	課題の把握 ■ 案の策定	検討内容の確定 ■ 制度設計の開始	
③	安全・安心確保の啓発	○ 各種研修会において保険加入への呼びかけ（加盟団体にも協力依頼）	継続的に啓発		
④	市区町村体育・スポーツ協会の組織基盤の強化	○ 市区町村体育・スポーツ協会へのアンケート調査結果を踏まえた、運動部活動の地域移行に関する先進事例の収集・発信	事例収集	好事例の発信	
⑤	ジュニアスポーツを含めたスポーツ関係者に対して提供可能な情報基盤の構築（スポーツDXの推進等）	○ 「JSPOスポーツ情報システム」のフレームワークの機能拡充に向けた検討（JSPO-IDの創設等）	システムの基盤開発 システムを活用した各種機能の検討		

49

## スポーツ庁長官から会長への要請内容と今後の対応（案）（1/2）



要請内容	要請の概要	JSPOにおける今後の対応（案）
1. 地域におけるスポーツ活動の実施主体の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団など多様な実施主体を想定しながら対応。</li> <li>○ 総合型地域スポーツクラブの登録・認証制度の全国での運用開始、質的向上。地方公共団体等との連携による課題解決に向けた取組促進。</li> <li>○ 将来的に、総合型地域スポーツクラブとスポーツ少年団を融合した地域スポーツクラブ（仮称）を形成し、運動部活動を融合していくことも考えられる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都道府県体育・スポーツ協会に対して、総合型クラブ、単位スポーツ少年団の新規創設等を依頼。</li> <li>○ 登録・認証制度の適切な運用を通じた、総合型クラブのガバナンスの強化。</li> <li>○ 総合型クラブ登録・認証制度の確立とスポーツ少年団登録制度の連携・統合に向けた検討。</li> </ul>
2. 地域におけるスポーツ指導者の質の保障・量の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 競技団体等の主催大会において、監督・コーチの公認スポーツ指導者資格の取得を義務付け。より多くの指導者が資格取得を目指すような制度設計。</li> <li>○ 指導技術の担保や生徒への適切な指導力等の質の評価。暴言・暴力、行き過ぎた指導、ハラスメント等の根絶にも留意。</li> <li>○ 公認スポーツ指導者のマッチングサイトの活用。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ NFに対して、主催する大会において段階的に監督・コーチの資格取得の義務化を要請。</li> <li>○ NF並びに総合型クラブ・スポーツ少年団に対して、ジュニア世代の安全・安心確保のため、大会参加時、日常的な活動において指導者の資格取得の義務化を要請。</li> <li>○ スポーツ指導に積極的な教員への資格【スタートコーチ（教員免許状所持者）等】取得の促進。</li> <li>○ 新たな処分規程等の施行（2023.1）による体制の強化。</li> <li>○ 暴力等の根絶に向けた動画や指導に関連した学習促進を目的とした動画等の作成・活用。</li> <li>○ 公認指導者マッチングサービスの強化。</li> </ul>

50

要請内容	要請の概要	JSPOにおける今後の対応（案）
3. 大会の在り方の見直し等（加盟団体の主催大会における見直し等への協力・支援）		
(1) 地域のスポーツ団体等に所属する生徒の大会参加機会の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 加盟団体が主催する大会への参加資格について、学校単位に限定している場合は、地域のスポーツ団体等の参加も認める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 加盟団体の主催大会の実態調査を通じて現状を把握し、必要な措置、支援を実施。</li> <li>○ スポーツ少年団における全国大会の在り方等について検討し、結果を公表。</li> </ul>
(2) 今後の大会の在り方	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自分のペースでスポーツに親しみたい生徒や、複数種目の活動に参加する生徒等の成果発表の場としてふさわしい、都道府県・市町村単位の大会開催。</li> <li>○ 生徒にとってふさわしい全国大会の在り方や、適切な大会の運営体制等の検討。種目毎に適正な回数に精選。国と連携しつつ、関係者で協議・検討。</li> <li>○ 生徒や地域のスポーツ団体等が自分たちにふさわしい場を選択できるようにしていく（リーグ戦、能力別リーグ等）。大会全体の在り方も関係者で検討。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 熱中症予防に係る情報の積極的な周知。</li> <li>○ スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブックの定期的な見直し。</li> </ul>
(3) 大会参加生徒の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 空調設備の整った会場の確保。確保できない場合、夏季を避ける。大会開催の基準として、気温や湿度、暑さ指数（WGBT）等の客観的な数値を示す。</li> <li>○ 天候不順等により日程が過密になった場合、試合数の減や大会の打ち切りなど、生徒の体調管理を最優先に対応。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 熱中症予防に係る情報の積極的な周知。</li> <li>○ スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブックの定期的な見直し。</li> </ul>
(4) 大会引率・運営に係る教師の負担軽減	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 外部指導者による大会引率を可能とする。引率規定の見直し。</li> <li>○ 大会運営は、主催者の団体等の職員により担われるべき。人員が足りない場合、外部委託やアルバイトの雇用等により補充。大会運営の体制の見直し。</li> <li>○ 参加チームに対して審判員等として大会運営への参画を出場要件として求める場合、顧問・指導者に対して、主催者のスタッフとなることを委嘱。</li> <li>○ JSPO、笹川スポーツ財団及び日本スポーツボランティアネットワークは、スポーツボランティア活動の推進に取り組むよう連携。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ スポーツボランティアについて、モデル事業や団体・マスターズに関する調査の成果の普及を通じて、運動部活動への協力について検討。</li> </ul>



経済産業省 地域×スポーツクラブ産業研究会 最終提言  
**「未来のブカツ」ビジョン（概要版）**

## 地域スポーツクラブの発展可能性を考える

- スポーツ産業を振興する経済産業省では、文部科学省が2020年9月に示した「令和5年度から休日の部活動を段階的に地域移行する」との方向性に呼応し、①日本における「サービス業としての地域スポーツクラブ」の可能性、②ジュニア世代のスポーツ基盤である「学校部活動」の持続可能性問題の2つの問題意識を出発点に、「地域×スポーツクラブ産業研究会」を2020年10月に発足。
- 2021年6月に公表した「第1次提言」では、持続可能なサービス業としてU15/U18世代をはじめ全世代に広くスポーツ環境を提供する姿（新しい社会システム）に必要な5つのポイントを提言。

### 出発点となった2つの問題意識

#### 1. 日本における「サービス業としての地域スポーツクラブ」の可能性

- 欧州では地域社会・経済のエンジンと呼ぶ「地域スポーツクラブ」が存在。日本においても「無償ボランティア」頼みではなく、地域に根付き、裾野の広い「新しいサービス業」を生み出し、成長軌道に乗せるための手立てを考える必要。

#### 2. ジュニア世代のスポーツ基盤である「学校部活動」の、持続可能性問題

- ジュニア世代の主なスポーツ機会である学校部活動は、教員の過剰労働問題等により、持続可能性に黄色信号。
- 休日の部活動の段階的な地域移行の方針は文部科学省から通知されるも、その後の金体像と道筋は未だ不透明。



(2021年6月 第1次提言)

＜サービス業としての地域スポーツクラブを可能にする社会システムに必要な5つのポイント＞

- ①学校部活動の地域移行についての「大方針の明確化」
- ②大会参加資格を「学校部活動」に限らず、「民間クラブ」に門戸開放
- ③スポーツは「有資格者が有償で指導する」という新しい常識を確立
- ④「学校施設の複合施設への転換と開放」の促進
- ⑤「スポーツ機会保障を支える資金循環」の創出

## 第1次提言公表後の動き

- 全国10カ所で、「未来のバカッ」フィジビリティスタディ事業（FS事業）を実施。「学校部活動の地域移行の受け皿として採算の合う事業体の運営は、どんな条件が揃えば可能になるか」について、新しいクラブの設立と運営の可能性を考える事業者や自治体・学校や保護者などが主体となり、「関係者間でひたすら話し合い、合意形成を目指すこと」を主な目的にした。
- 「未来のバカッ」ビジョンは、FS事業における関係者間の対話を総括し、「学校部活動の地域移行」という政策を自己目的化することなく、U15/U18世代のスポーツ環境が抱える課題の解決に向けて、スポーツの社会システム全体の再デザインを提言するもの。

### 部活

従来からの学校部活動（学校が担う教育課程外の教育活動。運営を外部委託する場合や、外部指導者に指導を任せる場合も含む）を指している。

### バカッ

様々な運営主体が提供する地域のスポーツクラブ活動とし、従来の学校部活動とは異なる多様性に富んだ姿のイメージ

### 「未来のバカッ」FS事業



### ＜主な検証内容＞

- ✓ 採算の合う事業運営は可能か？
- ✓ 会費以外の収益確保の方法は？
- ✓ 受益者負担の程度は？
- ✓ 指導者の質や量の確保は？
- ✓ 場所の確保は？
- ✓ 関係者間の合意形成はどのように？

### 学校部活動の地域移行



U15/U18世代の望ましいスポーツ環境実現

- ✓ 「学校部活動の地域移行」という政策の自己目的化することなく、U15/U18世代のスポーツ環境の再構築を中心に、生涯スポーツ環境としての「未来のバカッ」の社会システムを提案。





**「未来のブカツ」FS事業全体から浮き彫りになった構造的な課題**

- FS事業を通じて、部活動改革は、様々な社会システムが絡み合った複雑な社会問題だと再認識。
- その上で、FS事業から明らかになったのは、**そもそも「何を裏現するための部活動の地域移行なのか」「最終的にはどうなるイメージなのか」という点に得心ができない**スポーツ関係者や学校関係者の心の内や、関係者のコミュニケーションや意思決定のプロセスにかかる**構造的な課題**。

**実務的な課題**

- 1 **自然体では「不採算」、採算を迫れば「家計所得による機会格差」に**
  - ・ 受益者負担の許容度は、2~3,000円/月が多数であるが、事業者側が部活動指導のみでは不採算
  - ・ 事業活動である以上何らかの方法(受益者負担・派生事業収入・公的補助等)によって、運営資金確保の見通しが立たなければ、持続可能性はない
  - ・ 新たな収入源の模索が必要
- 2 **活動場所・移動手段・コーチング機会の確保に向けた「柔軟な対応」**
  - ・ 現状では、全学校/競技の地域移行を受け入れられるような受け皿は存在しない
  - ・ 多くのプレイヤーが参入する魅力的な市場の創出
  - ・ 実効性のある教員の兼職兼業環境
  - ・ 学校施設の融通によるリソース完備
  - ・ 特に地方都市における、移動手段問題の解決

**組織文化的な課題**

- 3 **ファースト・ペンギンは避けたい「地方自治体の心理」への対応**
  - ・ 課題認識している場合も、「国(文科省)の明確で具体的なメッセージがないと動きをとりづらい」「他の自治体の動きを見てから決めたい」という結論が多い
  - ・ そもそも「行政サービスの改悪」に映りかねないイシューであることから、「期待する保護者の反応」「声の大きい教員の反対」を気にして慎重になりがち
- 4 **合意に向けた関係者間での「議論のラリー」が止まりやすい**
  - ・ 学校にとって、部活動は「あって当たり前」のものであり、それを変えようという際に「問い直し」を避けてしまい、議論が途中で止まる現象が多発
  - ・ 多くの教員にとって部活動の存在は大きい中、思い入れをリスペクトしつつも、「そもそも論」から問い直すための「議論のラリーの材料」を現場に届けていくことが必要

巻末に対話のヒント

**各国ごとに異なる「ブカツ」のあり方**

- 「ブカツ」の在り方は各国で多様。大会のあり方も教員や外部コーチの関わり方や報酬の水準も国により大きく異なる。
- 米国のように、学校部活動は盛んだが学業成績やトライアウトで選抜された生徒に限った活動事例もあれば、欧州のように学校部活動がなく、スポーツをしたい生徒は主に地域の民間スポーツクラブで活動する国もある。
- 日本の「未来のブカツ」を考える上では、**日本がこれまで積み重ねてきた資産の上に、米国や欧州に見られる特徴から、学ぶべき部分は取り入れつつ、デザインをし直すことが正しいのではないか。**


日米欧のU15/U18スポーツ環境比較

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ
1 学校部活動	学校に部活がある			学校に部活がなく、スポーツをする場合は、地域クラブの活動に参加
	多くの生徒が通年で参加(全員参加の学校も)	誰でも参加が可能だが、人気競技はトライアウトで人数制限をする場合も	多くの生徒が参加するが活動頻度は週1などに限定。複数の部活動に所属可能	
2 地域クラブ	U15/18のスポーツ環境としては一般的ではない(曜日や個々の事情によって一部生徒は参加)		U15/18のスポーツ環境として一般的	
3 大会	競技横断で大会フォーマットが存在(中体連、弱体連等)		競技種目ごとに大会の在り方が様々	
	基本的に全国大会まで	基本的に州大会まで		
4 教員の関わり	基本的に教員が指導	外部雇用が主流だが、教員も希望すれば指導可(教員も報酬は支払う)	基本的に教員が指導するが、週1なので負担は少ない	教員の一部は地域クラブで有償ボランティアとして活動
	資格要件なし	外部コーチと同様、教員にも資格要件あり	資格要件なし	資格要件はないが、地域クラブのコーチ(約8割)が専格格として取得している

出典：各国政府 / 9.2の他記事様素 (\*一部例外も存在) \*\*コーチ 任意職(CPR認定等)

### 解くべき課題の整理：U15/U18世代のスポーツ環境の課題

- 「部活動の地域移行」自体が目的化してしまうと、関係者の合意形成が困難を極め、「手段」の設計に柔軟性が失われる可能性があるということが「未来のフカツ」FS事業から得た示唆。
- 「学校部活動の地域移行」という手段（政策）がなぜ必要なのか、解くべき課題の本質は何かを明確にしなければ、「手段の目的化」を招きかねない。
- よって、地域レベルでの丁寧な合意形成を進める上で、まず先に共有されるべきU15/U18世代のスポーツ環境における「解決すべき課題」について、以下3つのポイントを整理する。

学校部活動の  
地域移行  U15/U18世代に望ましい  
スポーツ環境実現

- 課題① 「もはや学校単位ではチームを組めない」：少子化の中で多様な種目の経験機会をつくるには
- 課題② 「関係者にボランティア負担が寄る」：断れない、対価もない、苦しいスポーツ環境を変えるには
- 課題③ 「科学的・長期的・選択的な視座」：やりたいことを、正しいやり方と、やりたい場所で続けるには

12

57

### 今後のU15/U18世代のスポーツ環境で大事にしたい「3つの価値」

- FS事業を振り返ると、多様な関係者の議論が錯綜し、動きが止まる現象は多数発生。今後、各地域で改革を進める過程において、そのような現象や、**学校部活動の地域移行という「手段」の自己目的化も発生するのではないかと考えられるが、そんなときに関係者間に「改革を通じて実現したい価値」の共通理解があることが、そうした迷迷を避ける上で重要になる。**
- 第3章で整理した課題を克服する観点から、関係者が迷ったときに立ち戻ることができる共通理解として、今後のU15/U18世代のスポーツ環境によって実現したい3つの価値を、以下のように提起する。

#### 1 「自由意志に基づく」スポーツ環境：する側、教える側、支える側すべてに無理が少ない

- ◇ 地域社会やオンライン空間の中にスポーツを始める「最初のきっかけ」があり、やりたい子は継続ができる
- ◇ 教えたい人が正しく学びながら教え（コーチ）、支えたい人が支える（保護者・地域住民）
- ◇ 採算性あるクラブ運営の中で、関係者には必要経費や、貢献に応じた対価が支払われる

#### 2 「選べる」スポーツ環境：選べるから、始められる・磨ける・競い合える・続けられる

- ◇ 取り組む競技種目とその数、競技志向・娯楽志向、活動の頻度・強度、コーチを選べる
- ◇ 家計の経済格差に大きく左右されないための補填財源がある
- ◇ レベルに応じた公式戦出場機会がある（同一クラブから複数チームが出場可能）
- ◇ クラブ間の移籍も容易で、それを妨げる制約がない（大会出場停止期間の原則撤廃）
- ◇ 多世代交流が前提で、引退のない生涯スポーツ環境の入口になる

#### 3 「探究的」なスポーツ環境：反証不能な「べき論・根性論」に支配されない

- ◇ 主体的な探究プロセスが尊重される環境がある
- ◇ 科学的エビデンスを尊重した練習内容・練習頻度の環境がある

17

58

「議論のラリーの材料」：「未来のブカツ」FS事業から見た「対話のヒント」

(1/7)

- FS事業では、主に「部活動の地域移行」に対する懸念や反対意見を持つ方（部活動に熱心な教員等）から出た「指摘や反対意見」が、「議論のラリー」へと繋がることなく、途切れてしまうケースが散見。
- 多くの教員が部活動に価値を感じ、そこへの強い思い入れがあることを尊重しつつも、「議論のラリー」に繋げて建設的な結果を生むためには、「対話」に繋げる「問いかけ」を返すことが必要。

頻出した「指摘や反対意見」

問いかけの例

(1) 部活動が抱ってきた教育的価値

- 部活動は生活指導の一環。生徒にとって礼儀やチームワーク、リーダーシップ、自主性、忍耐力などを学ぶ機会であり、それは民間クラブでは教えられない。放課後の乗行不良が増えるのではないか。
- 生徒にとって部活動は放課後の「居場所」であり、その場をなくすことはよくない。
- 課内も課外も同じ先生が面倒を見るからこそ築かれた信頼関係に価値がある（部活動は学校教育と一体だからこそ意味がある）。別の指導者からの指導は生徒に混乱を与える。

- 部活動が生活指導的な意義があることは確かだが、スポーツクラブでもマナーや礼儀は大事にしており、「学校外ではそれを提供できない」というのは本当だろうか？
- 地域のスポーツクラブも「居場所」であり、つながりを提供できる。むしろ「学校以外の居場所」が多様化し、増えることの利点も評価してよいのではないか？
- 学校と放課後の部活動が一体であることに「プラスの面」はあったはずだが、学校の先生だけでなく「多様な大人の多様な考え方」に接する機会を増やすことも、子どもたちにとってプラスではないだろうか？

56

59

「議論のラリーの材料」：「未来のブカツ」FS事業から見た「対話のヒント」

(2/7)

頻出した「指摘や反対意見」

問いかけの例

(1)

部活動が抱ってきた教育的価値

- スポーツ実施率の低下を招くのではないか。
- 様々な種目において部活動が競技力の基盤を支えてきたが、それが弱れてしまうのは大きな損失につながるのではないか。
- クラブに移行すると、競技人口が少なく、生徒数を確保できないマイナー競技は淘汰されてしまうのではないか。

- 部活動は最終学年で引退が訪れるが、引退なく競技を続けられるスポーツクラブでの活動が主流になれば、生涯を通したスポーツ実施率は上がる可能性がないか？
- これまで競技力の基盤を支えてきた部活動の顧問教員によるスポーツクラブでの兼業の促進も含め、スポーツクラブの環境整備を進めれば、「競技力の基盤」が崩れる心配はないのではないか？
- 本人が望んでいるのにスポーツ環境を奪うことがないようなケア（要支援家庭へのバウチャー発行等）は必要な一方、嫌々ながら参加していた生徒が、部活動の代わりに自分の好きなことに打ち込む時間を過ごせるようになることはポジティブな側面もあるのではないか？
- 「マイナー競技を経験する機会が減る」というのは、まさに現在の学校部活動の中で進行している事態。これはむしろ学校の垣根を越えて人数が集まる地域クラブ化を進めてこそ解決される課題であり、全国各地で、マイナー競技も含めて多様な競技を、多くの生徒が経験できるようになるのでは？

(2)

続けたい教員の存在

- 「部活動顧問をやりたいから教員になった」という教員は多いので、彼ら・彼女らのやりがいを奪えない。
- 仮に業務委託契約で指導を実施できる整理にしたとしても労働法制的働きかけがないために、無定額になってしまい実質的な教員の働き方改革にはつながらないのではないか。

- スポーツ指導を続けたい教員が地域クラブで兼業する環境整備と、部活動顧問を望まない教員が「やらされている」現状の解消、いずれも大事ではないか？
- 地域移行後の活動は、学校外の活動であり教員個人がマネジメントすべきもの。
- むしろ、学校外の活動とすることで今まで曖昧だった学校内外の境界が明確化され、負担が軽減されるのでは？

57

60

「議論のラリーの材料」：「未来のバカッIFS事業から見た「対話のヒント」

(3/7)

頻出した「指摘や反対意見」

問いかけの例

(3)

大会の参加資格・運営方法

(4)

受け皿となるクラブのキャパシティ・質

- 学校を代表して、校名を背負ってプレーすることこそ価値がある。
- 中体連・高体連の主催大会は、学校部活動が参加する大会であり、地域クラブに参加資格を開放して学校関係者以外の方が運営に関与すると感覚の違いが大きいのではないか。
- 教員のほぼ無償のボランティアがなくなる場合、運営資金はどこから拠出するのか？

- “学校を代表する”だけでなく、サッカーのクラブユースの選手たちのように“地域やクラブを代表する”ことにも価値があるのではないか？（学校という場所だけにこだわってしまうのは、学校の先生だけではないのだろうか？）
- 学校の先生だけで運営するのではなく、多様な民間スポーツクラブの経営者や指導者が集まることで、大会運営のあり方も含めて新しいアイデアも集まるようになるのではないかと？
- 「無償ボランティア」は本人の意思によってなされるべきものであり、強制してはならないもの。大会参加費を徴収し、スポンサーを募るなど、解決策はあるのではないかと？

- 「受け皿クラブがある地域と、ない地域」との格差が広がるのではないかと？
- 現存する地域の総合型スポーツクラブ等だけでは生徒全員を受け入れることができないのではないかと？

- 現在でも「経験できるスポーツの種類」について地域間格差は大きい。「部活動の地域移行」の議論を契機に、地域を挙げて、世代を越えたスポーツ環境を生み出せるかどうかにかかっているのではないかと？
- 既存のスポーツクラブでは足りないことは明白だが、だからこそ新しい社会システムを設計する必要がある。事業として魅力的な環境を整えれば、参入してくる事業者も増えるのではないかと？

58

61

「議論のラリーの材料」：「未来のバカッIFS事業から見た「対話のヒント」

(4/7)

頻出した「指摘や反対意見」

問いかけの例

(4)

受け皿となるクラブのキャパシティ・質

- 技術的な指導だけでなく、生徒の性格を踏まえた指導やめ事の対応までしてくれるのか？
- そもそも平日の夕方に指導が可能な社会人は少ないのではないかと？
- 大学生コーチに頼るのは、指導の質・安全管理の面で不安。
- 大学生コーチの場合、卒業により指導者の確保が必要になる可能性が高いのではないかと？

- 生徒の性格を理解できるのは学校だけではないのではないかと？め事等については、責任範囲をあらかじめ明らかにして対応すべきではないかと？
- 大学生等のOB・OGなども、コーチとして活躍してもらえないのではないかと？
- そもそも、毎回コーチがいなくても、デジタルツールなどの活用により効果的・効率的な活動ができるのではないかと？
- 学校や様々な職場にフレックス制度を導入することで、兼職兼業での教員、兼業社会人など多様な人材を業められるのではないかと？
- 活動時間を欧州のクラブなどのように、18時以降などに変更することも解決策の一つではないかと？
- 大学生か教員かを問わず、指導する誰もが適切なライセンスを取得した上で競技指導を行うように変わることが重要ではないかと？
- 大学生には卒業があるが、教員にも異動があるので、そこに違いはないのではないかと？

59

62

「議論のラリーの材料」：「未来のブカツ」FS事業から見た「対話のヒント」

(5/7)

頻出した「指摘や反対意見」

問いかけの例

<p>(5) 責任所在・活動場所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>外部で行われる部活動に対する、教員の介入がどの程度のものになるのか？生徒の故障時や遠征時の事故等の責任所在はどうなるのか？</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校と切り離れたスポーツクラブでの活動であれば、当然そこで起きたことの責任はスポーツクラブにあるという設計にしなければ、教員の負担軽減につながらない。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>条例上、学校施設の「営利目的」での使用が禁止されており、会費を徴収し、利益を得ている株式会社などの民間スポーツクラブは使用できない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>問題のあるルールについては、自治体レベルで関係する条例や規則の改正を進めればよいのではないか。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>学校活動という枠を外れると、既存団体（ママさんバレー等）との場所確保争いに巻き込まれるのではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公立学校施設の貸し出し要件の設定は、部活動が地域移行することを前提とした、今後の自治体でのルール次第ではないだろうか。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>体育館の鍵の管理をはじめ、セキュリティ面での責任は誰が負うのか、学校施設に部外者が入ることになって危険はないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>スマートロックはじめ、有用な市販デジタルツールを活用して解決できるのではないか。</li> </ul>

60

63

「議論のラリーの材料」：「未来のブカツ」FS事業から見た「対話のヒント」

(6/7)

頻出した「指摘や反対意見」

問いかけの例

<p>(6) 受益者負担への受容度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>他校のグラウンドまで行くには、車による移動が必要なケースがあり、そのような場合、結局保護者の送迎負担が増える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>そもそも、地理的な条件不利地域で「合同チーム」を組む場合にも同じことは発生しており、これは「部活動の地域移行」によって発生する新しい問題ではないのではないかと？</li> <li>その上で、地域における「免許返納後の高齢者の足の充実」の政策とセットにしてバス・タクシーの活用等を自治体が中心となって考えるべきではないかと？</li> <li>また、「週2回はオンライン環境も活かしてそれぞれの校舎で練習、週2回は全体練習と試合」などオンライン・オフラインの組み合わせもありうるのではないかと？</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>そもそも、「スポーツ＝無償」という考えを持っている人が多い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>無償ボランティアは本人の意思によるべきもので、決して「美德」として強制してはならないもの。指導の質を向上させる自己研鑽を促すためにも「スポーツは、有資格者が有償で指導する」という常識の醸成が必要ではないかと？</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>特に部活動は無償で提供されていたので、保護者負担が増加することへの懸念から反発の声があがるのが怖い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者に対して、現行の学校部活動は「教員の犠牲」の上に成り立っている現実の理解と共感を得る努力が必要ではないだろうか？</li> <li>その上で負担を減らす方策を検討しなければならないのではないかと？</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>スポーツをしたくても、経済的な理由で続けられない人が出てくる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人が望んでいるのにスポーツ環境を奪ってしまうことがないように、要支援家庭に向けた経済的支援は必要になるのではないかと？</li> </ul>

61

64

【議論のラリーの材料】：「未来のブカツ」FS事業から見た「対話のヒント」

(7/7)

頻出した「指摘や反対意見」

問いかけの例

(7) 学校施設を活用した派生事業の可否

- 学校施設（教室）の営利事業への貸出は制度上認められておらず、派生事業はできない。

- 条例や規則で禁じている自治体も多いが、そうであるならば条例や規則を変えればよいのではないかな？

- 派生事業に活用できる教室の余裕などない。

- 生徒がいない毎日の放課後や、長期休暇中には、稼働していない空間がたくさんないだろうか？

- 個々の公立学校には収益を管理するための財布（会計）がない。

- 自治体・教育委員会で考えるべき話だが、「学校単位の収支」を管理する工夫はできるのではないかな？

- 学校施設が老朽化しており、派生事業を行う場所として相応しくない。また、椅子や机が子ども用で、大人の使用が難しい。

- 今後の学校施設改修のタイミングでは官民連携の投資スキームの活用も視野に入れ、学びの場としても派生事業を行う場所としても相応しい施設へと作り変えたらよいのではないかな？

62

65

**情報提供 I**

**公立中学校の休日の部活動の地域移行について**

**講 師**

**宮城県教育庁 保健体育安全課 課長 大宮司 昭倫氏**



令和4年度宮城県スポーツ協会  
加盟市町村体育・スポーツ協会全体研修会

## 公立中学校の休日の 部活動の地域移行について

令和4年12月8日  
宮城県教育庁保健体育安全課

1

保健体育安全課

### 「部活動の地域移行」に関する県の組織と役割分担

#### 教育庁保健体育安全課

- 学校運動部活動に関わるもの
- 移行措置に関わるもの

#### 企画部スポーツ振興課

- 地域クラブ活動（スポーツ）に関わるもの
- 移行後の運営に関わるもの

#### 教育庁生涯学習課

- 学校文化部活動に関わるもの
- 移行措置に関わるもの
- 地域クラブ活動（文化芸術）に関わるもの
- 移行後の運営に関わるもの

2

保健体育安全課



## 部活動改革の経緯

検討会議提言より

### 「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(平成30年3月)

生徒に望ましいスポーツ環境を構築する観点に立ち、運動部活動がバランスのとれた心身の成長等を重視し、**地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で、最善に実施されることを目指す。**  
 生徒のスポーツ環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、スポーツ団体、保護者、民間事業者等の協力の下、**学校と地域が協働・融合した形で地域におけるスポーツ環境整備を進める。**

### 「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」(中教審答申・平成31年1月) 抜粋

特に、中学校における教師の長時間勤務の主な要因の一つである部活動については、地方公共団体や教育委員会が、学校や地域住民と意識共有を図りつつ、地域で部活動に代わり得る質の高い活動の機会を確保できる十分な体制を整える取組を進め、環境を整えた上で、**将来的には、部活動を学校単位から地域単位の取組にし、学校以外が担うことも積極的に進めるべきである。**

### 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律案に対する付帯決議(衆・令和元年11月、参・12月) 抜粋

政府は、教育職員の負担軽減を実現する観点から、**部活動を学校単位から地域単位の取組とし、学校以外の主体が担うことについて検討を行い、早期に実現すること。**

### 「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」(令和2年9月) 抜粋

休日の部活動における生徒の指導や大会の引率については、学校の職務として教師が担うのではなく地域の活動として地域人材が担うこととし、地域部活動を推進するための実践研究を実施する。その成果を基に、**令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図るとともに、休日の部活動の担荷を望まない教師が休日の部活動に従事しないこととする。**

3

保健体育安全課

「運動部活動の地域移行に関する検討会議提言」令和4年6月  
 「文化部活動の地域移行に関する検討会議提言」令和4年8月



「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」平成30年  
 「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」平成30年

統合・全面改訂



「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(案)

※11月17日から12月16日までの期間で、パブリックコメントを実施し、確定版の発出と併せて、学習指導要領解説の見直しや、本ガイドライン(案)内に記載のある兼職兼業に係る手引き等を通知予定。

4

保健体育安全課

## 改定の背景

- 深刻な少子化に伴い、学校部活動の体制維持が困難となってきた。
- 教師にとって学校部活動は、大きな業務負担となっている。

## めざす方向性

- 生徒が将来にわたり、スポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保する。
- 学校と地域との連携・協働により、持続可能な活動環境を整備する。

5

 保健体育安全課

## I 学校部活動

教育課程外の活動である学校部活動について、実施する場合の適正な運営等の在り方を、従来のガイドラインの内容を踏まえつつ示す。

(主な内容)

- ・教師の部活動への関与について、法令等に基づき業務改善や勤務管理
- ・部活動指導員や外部指導者を確保
- ・心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶の徹底
- ・週当たり2日以上<sup>1</sup>の休養日の設定（平日1日、週末1日）
- ・地方公共団体等は、スポーツ・文化芸術団体との連携や保護者等の協力の下、学校と地域が協働・融合した形で環境整備を進める

6

 保健体育安全課

## Ⅱ 新たな地域クラブ活動

学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により生徒の活動の場として整備すべき新たな地域クラブ活動の在り方を示す。

(主な内容)

- ・ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実
- ・ 地域スポーツ・文化芸術担当部署や学校担当部署、関係団体、学校等の関係者を集めた協議会などの体制の整備
- ・ 指導者資格等による質の高い指導者の確保と、都道府県等による人材バンクの整備、意欲ある教師等の円滑な兼職兼業
- ・ 競技志向の活動だけでなく、複数の運動種目・文化芸術分野など、生徒の志向等に適したプログラムの確保
- ・ 休日のみ活動をする場合も、原則として1日の休養日を設定
- ・ 公共施設を地域クラブ活動で使用する際の負担軽減・円滑な利用促進
- ・ 困窮家庭への支援

7

保健体育安全課

## Ⅲ 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

新たなスポーツ・文化芸術環境の整備に当たり、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組むため、その進め方等について示す。

(主な内容)

- ・ **まずは休日における地域の環境の整備を着実に推進**
- ・ **平日の環境整備はできるところから取り組み、休日の取組の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進**
- ・ ①市区町村が運営団体となる体制や、②地域の多様な運営団体が行き組む体制など、**段階的な体制の整備を進める**  
 ※地域クラブ活動が困難な場合、合同部活動の導入や、部活動指導員等により機会を確保
- ・ **令和5年度～令和7年度までの3年間を改革集中期間として重点的に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指す**
- ・ 都道府県及び市区町村は、方針・取組内容・スケジュール等を周知

8

保健体育安全課

## Ⅳ 大会等の在り方の見直し

学校部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者のニーズ等に  
 応じた大会等の運営の在り方を示す。

(主な内容)

- ・ 大会参加資格を、**地域クラブ活動の会員等も参加できるように見直し**  
 ※日本中体連は令和5年度から大会への参加を承認、その着実な実施
- ・ できるだけ**教師が引率しない体制の整備**、運営に係る適正な**人員確保**
- ・ **全国大会の在り方の見直し** (開催回数の精選、複数の活動を経験したい  
 生徒等のニーズに対応した機会を設ける等)

9

### 学校部活動の地域連携、地域クラブ活動への移行の全体像 (案)

**学校部活動**  
 【位置付け】学校教育の一環 (教育課程外)

指導者	当該校の教師
参加者	当該校の生徒
場所	当該校の施設
費用	用費、交通費等の実費
補償	災害共済給付

↓

**学校部活動の地域連携**  
 ■ 合同部活動の導入や離別活動指導員等の適切な配置により生徒の活動機会を確保

指導者	部活動指導員等、関係校の教師 (※アドバイザー制による人材交流)
参加者	関係校の生徒
場所	拠点校の施設
費用	用費、交通費等の実費
補償	災害共済給付

■ 少子化の中、持続可能な体制にする必要  
 (学校や地域によっては存続が難しい)

■ 地域の実情に応じた段階的な体制整備

地域の実情に応じ、  
当面は併存

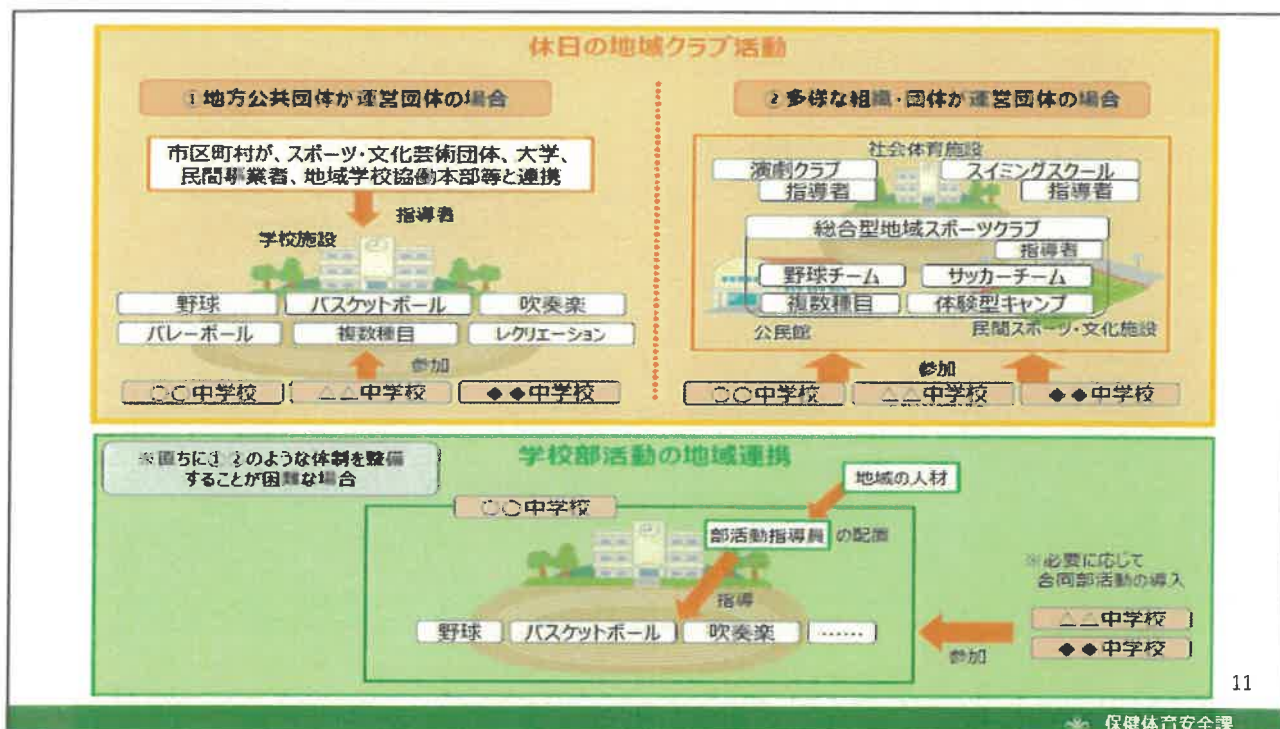
**休日の地域クラブ活動**  
 【位置付け】学校と連携して行う地域クラブ活動  
 (法律上は社会教育、スポーツ・文化活動)

■ 地域の多様な主体が実施。学校は、活動方針、活動状況や生徒に関する情報の共有等を通じて連携。

運営団体・実施主体	① 地方公共団体 (※学校地方自治体の連携を目的に) ② 多様な組織・団体 (総合型地域スポーツクラブ、NPO・青少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、アソシエーション、民間事業団、大学、文化芸術団体、地域学校連携本部、民間企業等)
指導者	地域指導員等 (一部教師の兼職兼務)
参加者	地域の生徒 (※他の世代が一層に参画する場合を含む)
場所	学校施設、社会教育施設、公共のスポーツ・文化施設、 地域団体・民間事業団等が有する施設
費用	可能な限り低廉な会費+用費、交通費等の実費
補償	各種保険等

連携体制

10



## アンケート調査の結果から

令和4年9月実施

### 【課題】

- 地域の受け皿となる活動団体の確保・育成
- 指導者の確保
- 取組に要する経費 など

### 【現状】

- 移行の準備に取り組む市町村がある一方で、多くの市町村では、実施に向けた具体的な道筋を描くまでには至っていない。

12

保健体育安全課

## 情報提供Ⅱ

宮城県中学校体育連盟における運動部活動の地域移行の  
進捗状況について

### 講 師

宮城県中学校体育連盟 理事長 菅原 芳樹 氏

# 中学校体育連盟における 運動部活動の地域移行の 進捗状況について

情報提供者:宮城県中学校体育連盟 理事長 菅原 芳樹

1

## ～目 次～

- ①日本中体連の現状について
- ②東北中体連の現状について
- ③宮城県中体連の現状と課題について

2

## 「日本中体連の現状について」

### ①令和5年度の全国中学校体育大会

- 「地域スポーツ団体等」に対する当該大会への出場資格の緩和
- 全競技(種目)で参加予定 ※一部競技で制限あり(別紙参照)
- 競技毎の「細則」検討中
  - ※「チーム編成の原則」「指導者資格の具体」「二重登録」など

### ②拠点校方式や卓球や柔道等の団体戦における合同チーム編成

- 各所から要望有
- 対応について検討中

## 「東北中体連の現状について」

### ①令和5年度の東北中学校体育大会

- 実施方法や出場数は変更なし
- 県によって代表決定方法や地域スポーツ団体等の受け入れ  
可能範囲の違いは認める

### ②地域移行改革集中期間以降について

- 令和5～7年を「検討期間」とし、調整を図る
- 競技団体との連携強化

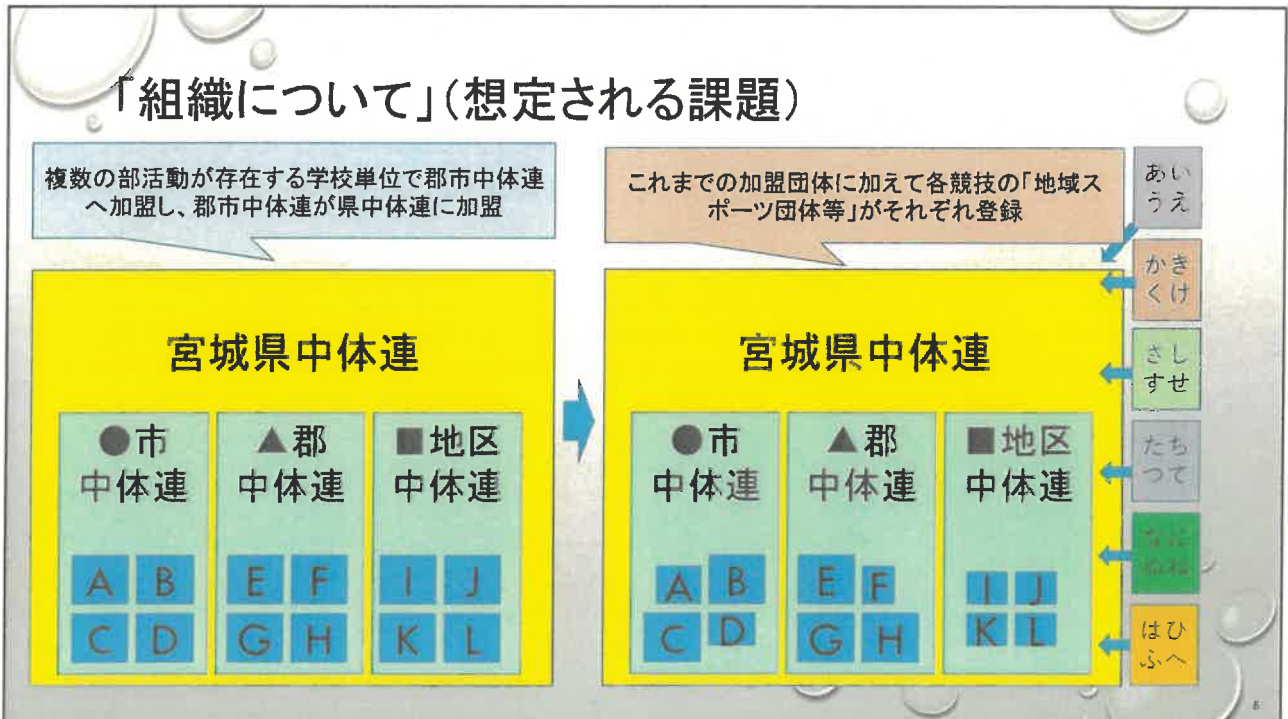
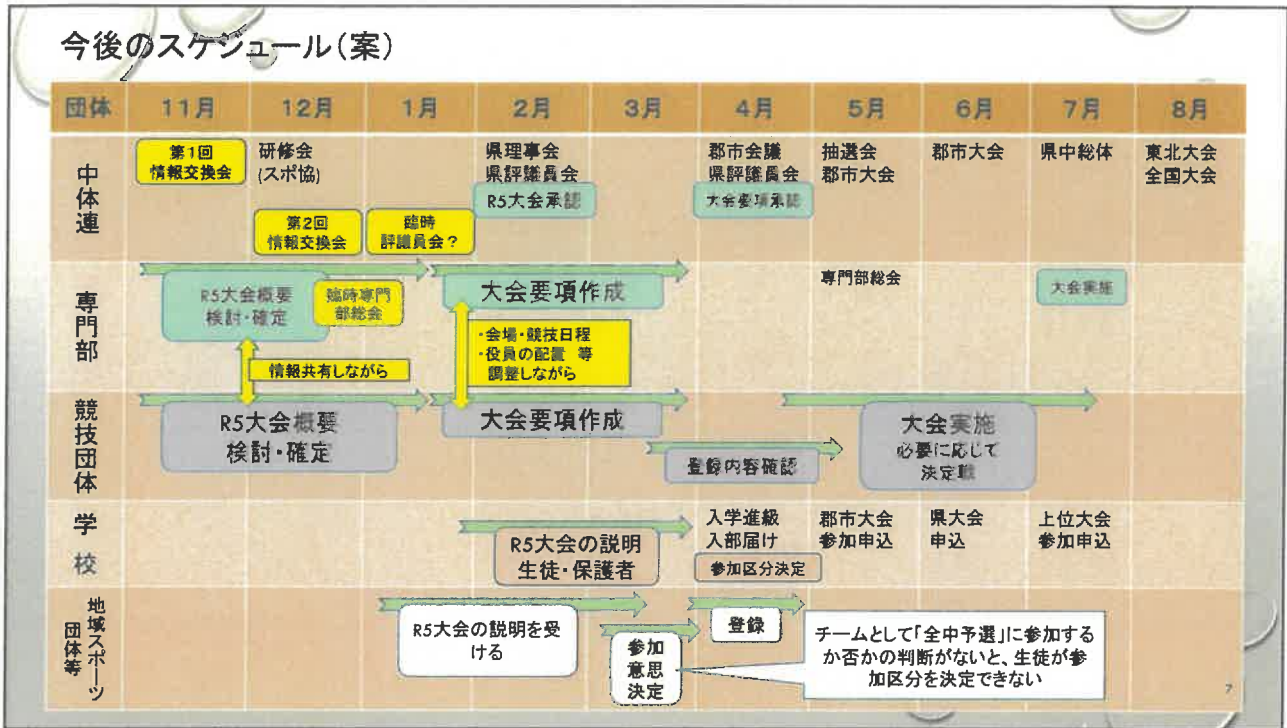


## 「宮城県中体連の現状と課題について」

- ① 県中総体(全中の予選会)について
- ② 組織について
- ③ 令和6年度宮城県中体連の地区再編について

## 「県中総体(全中の予選会)について」

- ①: 令和5年度県中総体の実施方法(地域スポーツ団体等の受入態勢)について  
→ 各競技団体(県規模)と県中体連競技専門部で検討中
- ②: ①で決定した内容のアナウンス(周知)が必要  
→ スポーツ協会(体育協会)や市町村競技団体の皆様にご協力いただきたい
- ③: 大会競技役員不足について  
→ 顧問の先生方が一定数、大会運営に関われなくなる可能性がある  
→ 広く協力を願いたい



## 「令和6年度宮城県中体連の地区再編について」

現 行		新ブロック名	構成中体連（予定）
1 白石刈田地区中体連	→	1 大河原ブロック	1 大河原地区中体連（新）
2 角田伊具地区中体連			
3 柴田郡中体連	→	2 仙台南ブロック	2 亶理郡中体連
4 亶理郡中体連			
5 岩沼市中体連			
6 名取市中体連	→	3 仙台市ブロック	3 岩沼市中体連
7 仙台市中体連			
8 塩竈市中体連	→	4 仙台北ブロック	4 名取市中体連
9 多賀城市中体連			
10 宮城郡中体連			
11 富谷黒川地区中体連			
12 石巻地区中体連	→	5 東部ブロック	5 仙台市中体連
13 遠田郡中体連	→	6 北部ブロック	6 塩竈市中体連
14 大崎市中体連			
15 加美郡中体連			
16 栗原市中体連	→	7 栗原市ブロック	7 多賀城市中体連
17 登米市中体連	→	8 登米市ブロック	8 宮城郡中体連
18 気仙沼本吉地区中体連	→	9 気仙沼ブロック	9 富谷黒川地区中体連
			10 石巻地区中体連
			11 遠田郡中体連
			12 大崎市中体連
			13 加美郡中体連
			14 栗原市中体連
			15 登米市中体連
			16 気仙沼本吉地区中体連

## 令和5年度全国中学校体育大会の参加資格緩和の方向性（まとめ）

## ＜地域スポーツ団体等の参加資格緩和について＞

競 技	緩和の方向性	備考（要件の抜粋も含む）
陸上競技 （駅伝含む）	令和5年度より参加可	・リレー（駅伝）は登録メンバーが同一学校に所属していれば参加可能。
水泳競技	令和5年度より参加可	
バスケットボール	<b>令和5年度より参加可 ※</b>	・地域移行モデル地区や自治体主体で地域移行を進めるために発足した地域スポーツ団体、地域移行の受け皿となっているスポーツ団体等については、都道府県中体連及び都道府県中体連バスケットボール専門部が確認を行った上で出場を許可する。
サッカー	令和5年度より参加可	・U-15チームがクラブユース連盟へ加盟していないこと。JFAへのチーム登録をしていること。
ハンドボール	令和5年度より参加可	
軟式野球	令和5年度より参加可	・指導者資格保有を要件として設定。
体操競技	令和5年度より参加可	・団体戦・個人戦とも参加可 ・団体戦は全ての選手が同一校に在籍していることを条件とする。
新体操	令和5年度より参加可	・団体戦・個人戦とも参加可 ・団体戦は全ての選手が同一校に在籍していることを条件とする。
バレーボール	令和5年度より参加可	
ソフトテニス	令和5年度より参加可	・団体戦・個人戦とも参加可
卓 球	<b>令和5年度より参加可 ※</b>	・団体戦・個人戦とも参加可 ・団体戦については、地域移行モデル地区や自治体主体で地域移行を進めるために発足した地域スポーツ団体、地域移行の受け皿となっているスポーツ団体等とする。その判断は都道府県中体連に任せる。
バドミントン	令和5年度より参加可	・団体戦・個人戦とも参加可 ・指導者資格保有を要件として設定。
ソフトボール	令和5年度より参加可	
柔 道	令和5年度より参加可	・団体戦・個人戦とも参加可
剣 道	<b>令和5年度より参加可 ※</b>	・団体戦・個人戦とも参加可 ・団体戦については、地域移行モデル地区や自治体主体で地域移行を進めるために発足した地域スポーツ団体、地域移行の受け皿となっているスポーツ団体等とする。
相 撲	令和5年度より参加可	・団体戦・個人戦とも参加可
ス キ ー	令和5年度より参加可	
ス ケ ー ト	令和5年度より参加可	
アイスホッケー	令和5年度より参加可	・指導者資格保有を要件として設定。

- ※が付いている競技（種目）は参加できる地域スポーツ団体等に一部制限がかかる。ただし、令和6年度以降の大会ではその制限は見直される予定。
- 競技毎の参加要件（細則）は別途示される予定。上記は現時点で示されているものの抜粋。





## 講演・情報提供 参加者

### ◆公益財団法人日本スポーツ協会

氏名	所属・役職
加藤 弘和	公益財団法人日本スポーツ協会 地域スポーツ推進部 少年団課 課長

### ◆宮城県

氏名	所属・役職
大宮司 昭倫	宮城県教育庁保健体育安全課 課長
酒井 智紀	宮城県教育庁保健体育安全課 学校体育班 班長
佐藤 真	宮城県企画部スポーツ振興課 スポーツ振興専門監

### ◆宮城県中学校体育連盟

氏名	所属・役職
石川 一博	宮城県中学校体育連盟 会長
洞口 乃	宮城県中学校体育連盟 副会長
菅原 芳樹	宮城県中学校体育連盟 理事長
千葉 康弘	宮城県中学校体育連盟 事務局長

令和4年度 市町村体育・スポーツ協会全体研修会参加者名簿  
市町村体育・スポーツ協会

市町村名	役員参加者氏名	事務担当者	ディスカッション
仙台市スポーツ協会	早坂 明/理事長	渡邊 雅美/事務局	A
白石市スポーツ協会	—	村上伊緒理/事務局	B
角田市スポーツ協会	草間 進/会長	八巻 太成/事務局長	B
大河原町体育協会	—	—	
柴田町体育協会	安部 俊三/会長	大石 恵美/事務局	C
村田町体育協会	—	渡辺 理恵/総括主査	B
川崎町体育協会	渡邊 勝/会長	丹野 浩伸/事務局長	C
丸森町体育協会	—	—	
蔵王町スポーツ協会	—	太田ゆき子/事務局	C
七ヶ宿町体育協会	山田 益広/会長	小掠 政光/事務局	B
特定非営利活動法人塩釜市体育協会	—	伊藤 輝/事務局	D
特定非営利活動法人名取市スポーツ協会	—	鎌田 寿広/事務局	D
亘理町体育協会	—	森 海智/事務局	C
山元町スポーツ協会	嶋田 博美/会長	小笠原忠典/事務局	B
特定非営利活動法人岩沼市体育協会	—	—	
特定非営利活動法人マリソル松島スポーツクラブ	—	—	
多賀城市体育協会	—	—	
七ヶ浜町スポーツ協会	佐藤 徳康/会長	—	D
利府町体育協会	—	—	
大和町スポーツ協会	藤原 孝義/大和町生涯学習課課長補佐	遠藤奈津子/事務局	E
大郷町体育協会	—	—	
富谷市スポーツ協会	亀 壮六/会長	織田 利彦/事務局	A
大衡村スポーツ協会	松川 利守/会長	—	D
大崎市体育協会	中村 広志/事務局長	氏家 透/事務局	E
一般社団法人加美町スポーツ協会	—	—	
色麻町体育協会	—	井上 峻/事務局	E
涌谷町体育協会	—	三塚 博幸/主任主査	E
特定非営利活動法人美里町体育協会	—	—	
特定非営利活動法人栗原市スポーツ協会	—	—	
特定非営利活動法人登米市体育協会	—	—	
一般社団法人気仙沼市体育協会	今野 勝美/専務理事(事務局長)	—	F
南三陸町体育協会	—	千葉 元貴/主事	F
特定非営利活動法人石巻市スポーツ協会	—	近藤 裕紀/事務局長	F
特定非営利活動法人東松島市体育協会	—	—	
特定非営利活動法人女川町スポーツ協会	—	後藤 雄喜/事務局	F



## 市町村スポーツ少年団

市町村名	役員参加者氏名	事務担当者	ディスカッション
仙台市スポーツ少年団	吉田 尚／市本部長・県副本部長	体育・スポーツ協会兼務	A
白石市スポーツ少年団	—	体育・スポーツ協会兼務	
角田市スポーツ少年団	只野 良子／市本部長・県常任副委員長	馬場さおり／事務局	B
大河原町スポーツ少年団	石川 純則／町本部長	—	B
柴田町スポーツ少年団	—	—	
村田町スポーツ少年団	—	体育・スポーツ協会兼務	
川崎町スポーツ少年団	大友 美恵／副本部長	大宮 啓祐／事務局	C
丸森町スポーツ少年団	—	—	
蔵王町スポーツ少年団	—	阿部 翔輝／事務局	C
七ヶ宿町スポーツ少年団	—	—	
塩釜市スポーツ少年団	—	体育・スポーツ協会兼務	
名取市スポーツ少年団	—	体育・スポーツ協会兼務	
亘理町スポーツ少年団	小野美智夫／町本部長	体育・スポーツ協会兼務	D
山元町スポーツ少年団	—	体育・スポーツ協会兼務	
岩沼市スポーツ少年団	折原美根子／市本部長	—	D
松島町スポーツ少年団	—	—	
多賀城市スポーツ少年団	—	—	
七ヶ浜町スポーツ少年団	—	—	
利府町スポーツ少年団	高橋 安治／町本部長・県常任委員	菅原 里美／事務局	D
大和町スポーツ少年団	八嶋 良雄／町本部長・県常任委員	佐藤 正直／事務局	E
大郷町スポーツ少年団	—	—	
富谷市スポーツ少年団	—	—	
大衡村スポーツ少年団	—	小野寺侃也／事務局	D
大崎市スポーツ少年団	佐々木克彦／市松山支部長 早坂 利成／市支部長	中村 篤／市岩出山支部事務局	E
加美町スポーツ少年団	—	—	
色麻町スポーツ少年団	—	小関竜之介／事務局	E
涌谷町スポーツ少年団	紺野 芳彦／市本部長・県副本部長	体育・スポーツ協会兼務	E
美里町スポーツ少年団	—	—	
栗原市スポーツ少年団	鹿野 有三／市本部長・県副本部長	—	F
登米市スポーツ少年団	木村 健喜／市本部長・県常任副委員長	—	E
気仙沼市スポーツ少年団	—	—	
南三陸町スポーツ少年団	—	体育・スポーツ協会兼務	
石巻市スポーツ少年団	—	津田 麻紀／事務局	F
東松島市スポーツ少年団	尾形 清人／市本部長	—	F
女川町スポーツ少年団	—	体育・スポーツ協会兼務	

※体育・スポーツ協会兼務は、体育・スポーツ協会事務担当者として兼務

## スポーツ少年団役員

氏名	役職・所属	ディスカッション
郡山 孝幸	宮城県スポーツ少年団本部長	
紺野 芳彦	宮城県スポーツ少年団副本部長	
吉田 尚	宮城県スポーツ少年団副本部長	A
鹿野 有三	宮城県スポーツ少年団副本部長	F
佐々木牧江	宮城県スポーツ少年団常任委員	F
作間 良史	宮城県スポーツ少年団指導者協議会運営委員	D
曾根とも子	宮城県スポーツ少年団指導者協議会運営委員	F
菅原 英俊	宮城県スポーツ少年団指導者協議会運営委員	F
岩淵 礼子	宮城県スポーツ少年団指導者協議会運営委員	B
田原 龍子	宮城県スポーツ少年団常任委員	A
菅野 正彦	宮城県小学生バレーボール連盟会長	G
田村 和也	宮城県スポーツ少年団剣道連絡協議会事務局長	G
加藤 栄徳	宮城県スポーツ少年団サッカー協議会理事長	G
堀籠 三和	宮城県スポーツ少年団水泳協議会監事	G
松浦 正芳	宮城県スポーツ少年団バドミントン連絡協議会会長	G

## 総合型地域スポーツクラブ

クラブ名	参加者	ディスカッション
浦谷町総合型地域スポーツクラブ	阿部 俊之/会長	E
一般社団法人Enableスポーツクラブ	碓井 貞治/代表理事	A
南光台東エンジョイ倶楽部	後藤 道子/事務局長	A
尚綱学院大学総合型地域スポーツクラブ「絆・KIZUNA」	佐藤 司/運営委員・事務局	D
ゼファスポーツクラブ	山下陽一/クラブマネジャー	A
特定非営利活動法人泉パークタウンSPO&COMクラブ“DUO”	小山 貴広/クラブマネジャー	A
特定非営利活動法人むらたスポーツクラブ	赤間 律子/クラブマネジャー	B
しわひめスポーツクラブ	相馬 知香/クラブマネジャー	F
特定非営利活動法人かみジョイ	尾形 敦子/クラブマネジャー	E
いしのまき総合スポーツクラブ	佐藤 英之/事業課長	F
特定非営利活動法人ラソススポルチクルービ	齋藤 忠/理事	A
川崎町総合型スポーツクラブ運動笑楽校	齋藤 美幸/事務局員	C
特定非営利活動法人多賀城市民スポーツクラブ	守田 綾香/職員	D
特定非営利活動法人マリソル松島スポーツクラブ		
特定非営利活動法人いしこしENJOYクラブ		
特定非営利活動法人なんでもエンジョイ面瀬クラブ		
一般社団法人塩竈フットボールクラブ		
特定非営利活動法人Leo Club Japan		
特定非営利活動法人石巻スポーツ振興サポートセンター		
なかだスポーツクラブ“パティオ”		
NPO法人 とよさとマイ・タウンクラブ		
たじりスポーツコミュニケーションクラブ・スポ楽(ラ)		
中埴(なかぞね)NETクラブ		
特定非営利活動法人Place Of Play仙台		
唐桑総合型地域クラブカラット		
向陽台総合型地域スポーツ・文化クラブ		
KHKスポーツクラブASPA		
～いきいき健康づくり～スポーツクラブみなみかた		
まじやらいんスポーツクラブ		
スポーツクラブWAY”		
りふスポーツクラブ		
文化・スポーツクラブはさま(イクシィ)		
とよまスポーツクラブ“蔵っこ”		
女川町スポーツクラブネット		
東和スポーツクラブあばせ		
つやまモクモクススポーツクラブ		
よねやまスポーツクラブ		
わかやなぎスポーツクラブ		

クラブ名	参加者	ディスカッション
特定非営利活動法人H.Sスポーツクラブ		
スポーツクラブ大内		
とみやスポーツクラブ		
ヴォスクオーレ仙台スポーツクラブ		
特定非営利活動法人アルドール		
柴田町総合型地域スポーツクラブ		
特定非営利活動法人仙台中田スポーツクラブ		
Goodすぽーつ東松島		
A・HA仙台総合型地域スポーツクラブ		
ますだ総合スポーツクラブ		
総合型地域スポーツクラブライトハウス		
一般社団法人宮城蔵王アスレチック&カルチャークラブ		
特定非営利活動法人アクアゆめクラブ		
NPO法人スポーツコミュニケーションかくだ		

13

### 公益財団法人宮城県スポーツ協会事務局

氏名	所属・役職
角屋 憲正	公益財団法人宮城県スポーツ協会専務理事
及川 功次郎	スポーツ推進部長
樋野 伸治	生涯スポーツ推進課長
遠藤 靖道	競技スポーツ推進課長
渡邊 美絵	生涯スポーツ推進課 主幹
児玉 仁美	生涯スポーツ推進課 主任主査
佐藤 尚人	クラブ育成指導員
田口 純一	クラブ育成指導員
佐藤 浩一	クラブアドバイザー